

# 平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 4 回 定 例 会 ( 第 3 号 )

招集年月日	平成 27 年 12 月 7 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
及び宣告	散 会	平成 27 年 12 月 15 日 午後 2 時 53 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席 11 名  欠席 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	西 嶋 二 郎	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	安 田 勝 司	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	5番	岩根和博	6番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	渡邊泰文	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	窪田英通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 三上利三			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年美郷町議会第4回定例会議事日程  
(第22号)

平成27年12月15日(火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一 般 質 問

(開 会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

それでは、お早うございます。全議員出席であります。これより会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番・岩根議員、6番・山本議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・旗根議員。

●西嶋議長

10番・旗根議員。

●旗根議員

改めましてお早うございます。大変失礼でございますが、のどの調子が悪いので、お聞き苦しい点が多々あるかと思いますが、お許し願いたいと思います。本年も最後の定例会となりました。私は、予め通告をしておりました「こども・子育て支援について」1点ほどお伺いをいたします。少子高齢化により人口減少傾向が続いているところでございます。こうした現状を踏まえ、島根県が掲げた人口減少対策、人口ビジョンの数値目標は、2060年時点での県人口を2015年7月1日現在に比べ、約32%減の46万8000人に維持したいとの考えを示されております。目標を達成するには、25年後の2040年に県外への転出者が県内への転入者を上回る社会現象を解消し、女性が産む子どもの数を示す合計特殊出生率を2014年の1.66から、2040年には2.07に回復することが前提と言われておるところでございます。本町での特殊出生率は、2015年の1.85から2040年には県と同じ2.07に引き上げる目標数値を示されておるところでございます。こうした目標数値を実現させるためには、若者の定住や、より一層の子育て環境の充実を図ることが必要ではないかと考えるところでございます。島根県では、これまでも子育て支援を目的とした市町村向け補助金はありましたが、新たな施策として平成28年度予算に、結婚や出産、子育てまで一連の取り組みを対象にした全市町村に対して、子育て支援強化策の一環として、約1億5000万円程度の補助金制度を創設し、出生数の増加を図る考えをこのほど示されました。このような制度を踏まえ、本町でも、出生数を増やす取り組みとして、出産後経済的な問題などから、ゼロ歳児を保育園に入れる保護者が増えているなか出産後、家庭で安心して子育てが出来る支援策として、平成28年度新年度予算に、ゼロ歳児を家庭で育児する場合の育児金支給制度を創設して、安心して出産、子育てができる環境を整備する必要はあると考えます。こうした制度を作ることにより、出生数の増加につながり、さらには、子ども子育て支援となり、人口減少対策にもなると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

●西嶋議長

番外、景山町長。

## ●景山町長

旗根議員の「こども・子育て支援について」のご質問にお答えをいたします。議員のご指摘のように、先般、策定いたしました美郷町まち、ひとしごとを創生総合戦略。美郷町人口ビジョンにおきまして、本町の2020年の合計特殊出生率を1.89に、2040年以降は、2.07と設定し、2060年の人口を3000人に維持することを目標に掲げ、各施策に取り組んでいくこととしております。この目標を達成するためには、出生率の上昇を図るとともに、子どもを生み育てる親世帯の人口減少に歯止めをかけ、望ましい世帯構成を実現させるため、長期的な取り組みを進めることが必要と考えております。現在子育て支援策として、様々な取り組みを行っているところでございますが、今後も結婚、妊娠、出産子育てと、切れ目のない支援の継続が必要であると認識をいたしております。議員ご提案の出産後の子育てを在宅で行う保護者に対しての、支援につきましては、家庭で、安心して子育てが出来る在宅育児支援策として、また、子どもの健全育成を図る上でも、有効な1つの手段と考えておりますので、新年度の予算編成に当たる中で、具体的な支援方法を検討してまいりたいと考えております。以上。

## ●西嶋議長

10番・旗根議員。

## ●旗根議員

はい。ありがとうございます。在宅育児に、今後28年度、この予算に取り組んでまいるといふ答弁をいただきました。このほど集計された2060年の都道府県の人工ビジョンでは、減少率が最も高いのは、秋田県の44%です。次に青森県が37%減。3番目に、我が島根県の35%減となる見通しであると報道をされておりました。このような人口減少に、歯止めがかからない、厳しい状況が、今後も続くと思定されるところでございます。各自治体共、子育て支援の強化や、若者向けの雇用の創出や、定住対策に取り組まれ、少しでも人口減少に歯止めをかけ、合計特殊出生率の向上にもつながる努力をされているところでございます。隣の鳥取県では、今年上半期の出生数が、前年同期比で、5年ぶりに増加に転じ、明るい兆しであると喜んでおられる自治体もあり、子育て王国鳥取と報道されておりました。同じ鳥取県でございますけど、伯耆町では、ゼロ歳児を家庭で保育を推進する事業に既に取り組んでおられます。発達面で、重要な時期に家族と触れあう時間を増やし、愛着形成を図ることが大切であるとして、ゼロ歳児を、保育所に預けず家庭で育てる事を推進する事業でございます。事業内容としては、育児休業給付金の受給の有無や、所得水準などで、給付額は、変動するもの子ども一人当たりの給付額を、月額にして、3万円から4万円を支給する事業に取り組んでおられると報道されておりました。本町においても出産後長期育児休暇を取れる職場に務められておる人は、ゼロ歳児を保育所に預けず、家庭で育児ができます。多くの方は、パート勤務等で、長期育児休暇を取ることが難しく、辞職するか、経済的な面から、ゼロ歳児から保育所に預け、子育てされておる家庭が多く見受けられるところでございます。このような家庭環境において、二子三子と出

産していただくためにも、来年度、平成28年度予算編成にあたり、育児給付金制度創設し、安心して子育てができる支援をお願いしたいと思いますが、今一度見解をお伺いいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

箕根議員さんの今の質問でございますけれども、お答えで申し上げましたように、これまでですね、様々な取り組み、支援策は行っておりますけれども、先ほどお話しのように、鳥取県の伯耆町ですね、もう既に、今年の27年の3月6日の新聞に出ておりますように、伯耆町では取り組んでおるといってございまして。本町もですね、こうしたことを考えていくべきだと思っておりますけれども、やはりこれからの出生率をですね、先ほど2040年に2.07とおっしゃいましたけれども、やはり出生率を上げていくことが、大きな課題でございますけれども、それにはそれなりの、やはり支援をしていかなければならないと思っております。今後また、それぞれですね、新年度に、検討してまいりたいと思っておりますので、このようなお答えでございますけれども、検討してまいりたいと思っております。以上。

●箕根議員

大変取り組んでいただくということ、金額的な面においては、またそれなりに検討されると思いますが、我々みんな一丸となって、子育ての充実並びに出産に手助けをしていくということ、しなければいけないと思うところでございますが。まず美郷町としては、キャッチフレーズというか、隣の鳥取県は、子育て王国鳥取とPRされて、先ほど申しましたように、また、隣の邑南町においては、もううちが取り組んでおることを踏まえ、子育て日本一というようなキャッチフレーズで、情報発信され、注目されておられます。本町においても、このような、こうした情報発信が、下手と言っては、言葉が悪いんですが、なかなかうまく皆さんに伝わっていないのではないかと、思うところでございます。そこでまあ一応提案でございますが、美郷町のキャッチフレーズとして、仮称でございますが、安心子育て支援の町などの名称をキャッチフレーズとしてPRをして、少しでも子育て支援、出生率の増加に繋がられるよう努力されては如何かと思っておりますが、このように名称について如何でしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

なるほどですね。お気持ちは十分わかりますけれども。やはり安心子育て支援の町キャッチフレーズもいいかと思っておりますけれども、何かこれも一緒にですね、考えてまいりたいとこのように思っております。以上。

●西嶋議長

10番・旗根議員。

●旗根議員

大変前向きに検討していただくということで、ございますので、大変ちょっと時間は短  
こうございますが、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

旗根委員の質問が終わりました。

通告2、2番・福島議員。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

2番・福島でございます。私は、事前通告に基づきまして、遊休遊具の活用を町長にお  
尋ねしたいと思えます。若者定住住宅、定住子育てライフ5星の町を初めとする定住対策  
が実りつつあります。地域に子どもさんが増えた。毎日にぎやかな声がして、えーよーと  
評価を聞くまでになってまいりました。本当に嬉しく思います。今後も続けていかなけれ  
ばならない政策だと思っております。比敷にはツリーハウスがあり、別府には、この程住  
民の皆様方のご努力により、子どもの広場を始め、ターザンロープやブランコなどが整備  
設置されたと新聞報道で知りました。私は、幼児から子どもたちとの健全な心と体力を育  
てるためには、遊具は欠かせないと思っております。しかしながら、どこ  
のどなたが行われたかは、承知しておりませんが、私が承知しています場所として、比之  
宮町民広場、潮の高台にある広場、潮の親水公園にある遊具は、ロープに繋がれ、使用禁  
止、あるいは危険という名札を付けられております。ましてや、その内の比之宮の町民広  
場は、名札も既にどこかに飛んでしまい、PPロープで結ばれていた後だけが、無残に残  
っているところでございます。この使用禁止は恐らく、平成12年前後に、全国、あるい  
は、県内でも、遊具が基で、子どもさんの事故が相次いだことが、起因しておるのであろ  
うと推測ができます。個人に、偶発的におきた事故、あるいは、子どもや親が不注意で起  
きた事故だとし、事故を再発させないために使用禁止、危険だとかいう方法で、最大の  
方法が、使わせないということがあろうかと思えます。遊休遊具の有効な活用が私はなさ  
れるべきだと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

福島議員の「遊休遊具の活用について」のご質問にお答えをいたします。町所有の遊休  
地にある遊具につきましては、統合前の宮内都賀行小学校跡地であります比之宮及び都賀  
行の両町民広場、同じく統合前の宮内、乙原、小松地、君谷の各保育所跡地。また、各種  
の事業を活用して設置した潮谷川親水公園、潮農村広場、吾郷及び高梨の広場などにブラ

ンコを始め、各種の遊具が約40基ございます。近年、全国的に遊具による事故の発生事例などの報告があることから、管理者の責務として、事故を未然に防ぐことが求められております。学校や保育所などのように、施設管理者がいて、常時遊具の状況を把握することが可能な場合と違い、遊休地などの遊具は、維持管理不足による不良や、不適切な利用方法による事故などの発生も考えられるため、施設統合の際に、撤去をしたものもございますし、旧小学校以外の一部の施設においても、地元自治会と協議し、撤去したものもございます。また遊具の状況により、福島議員ご指摘のように、ロープや貼り紙などにより、使用を禁止しているものもございます。元来、施設の目的のために設置した遊具でございますので、統合などにより、遊休地となった場所にある遊具は撤去すべきものとすべきものとの考えもございますが、一方では、子どもたちが、それらを利用した遊びを通して、心身の能力を高め、危険予測や事故の回避能力を身につける上で、役立つものと考えており、子どもたちの遊具の危険性を理解をした上で、冒険や挑戦することは、遊びの価値の1つであるとの考えから、利用が見込める遊具については、そのまま残しております。今後十分な管理下になく、その目的をなくした施設の遊具につきましては、地元における利用状況、経年に伴う劣化の程度などに応じて、今後の方針を定めたいと考えております。また残すべきと判断した遊具につきましては、管理方針を定め、適正に管理してまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

町が管理すべき箇所が約40箇所とお聞きいたしました。すごい数だなあと、把握されてるのもすばらしいことだと思いますし、大変管理も大変だろうと思います。この40カ所について、指定管理されている場所等々は含んでおりますでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

この指定管理の件につきましては、担当課長から申し上げますけれども、やはりこの先ほどお話でございますように、遊具による事故ですね、こうしたものも、やはり後を絶たないということでございますけれども、水筒の紐がひかかるとか、あるいは指を詰めるとか、こうした子どもの成長によってですね、段々こうした事故も後を絶たないということでもありますので、万全の対策をとってまいりたいと思いますけれども、担当課長の方から答弁をさせます。

●西嶋議長

番外、総務課長。



●**渡邊総務課長**

ただいま40基と町長の方から答弁致しました遊具につきましての場所の指定管理は  
いておりません。

●**西嶋議長**

2番・福島議員。

●**福島議員**

ユートピアの関係は別なんでしょうか。あれは。お伺いいたします。

●**西嶋議長**

番外、町長。

●**景山町長**

ユートピアにつきましてはですね、これは年1回、点検をすることになっております。  
以上です。

●**西嶋議長**

2番・福島議員。

●**福島議員**

あるのはあるということで、ないということでしたが、あるということだったようで  
ございます。次に、非常に平成12年前後でございますので、古い話でございますが、どこ  
そこの遊具は危険だから、使ってはいけませんよ、使用してはいけませんよということが、  
合併前の話が多いかどうかはちょっと別といたしまして、そういうことを地元自治会に本  
当に通じておったのでしょうか。一方的にやられたのか、あるいは、ちゃんとその連合  
自治会なり、地元の単自治会なり、ご相談された上でのことなんでしょうか。お伺いいた  
します。

●**西嶋議長**

番外、総務課長。

●**渡邊総務課長**

すみません。さっき、前のご質問に戻らせていただきますが、ユートピアにつきまし  
ては、指定管理制度で管理をしてもらっております。ただし、遊休地の遊具という扱いに  
は判断しておりませんで、今回のご質問の遊休地の遊具というものには計上しておりませ  
んので、ご理解をいただきたいと思います。それから自治会との協議でございますけども、  
町民広場については教育で管理、それから農村公園それから親水公園についてはそれぞれ  
建設課、産業振興課ということになっておりまして、その遊具を色々ご質問がありまし  
てから、使用禁止にした経過などにつきまして、元担当者等問い合わせをいたしましたけ  
ども、ちょっと申し訳ありませんが、その当時の経緯が分からないのが実態でございま  
して、町民広場につきましては、錆び等発生したので、子どもさんが遊ばれる際に怪我があ  
ってはならないという判断のもとに、使用禁止のロープを張り、張り紙をしておった  
という経緯がございます。それから農村公園と親水公園については、それぞれ担当課の方  
から、答

えさせていただきます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

産業振興課の方では農村公園、潮農村公園につきまして、その管理をしております。遊具につきましては、何年かは記憶しておりませんが、平成20年過ぎあたりに、使用を禁止するバリケードを張っております。状況ですけれども、歩くところの板材が腐食してしまったり、非常に危険な状況にあるということで、当時使用禁止ということで、未然に事故があることを防ぐという処置をとったところだと思います。その後、今年になってからですけれども、その遊具について地元自治会長様の方から、何とかしていただけませんかというお願いがございました。なかなか私の管理する時になってから、実際にその事について考えが及んでいなかったということも事実でございます。早速、たぶん秋ぐらいか夏ぐらいだったと思いますけれども、現場を確認してですね、この施設も合わせてですね、修繕の予定も立てたりして、対処してまいりました。遊具につきましては、一応、地元の意向もありまして、撤去という考えがございました。それに沿いまして、経費等の見積もいたしました。その後、色々地元の方でも考えがあるのでございまして、撤去という方向にするには、まだ決断を下すのは時期尚早かないうところがございます。それで、こういうご質問もありましたところでございまして、町一体となって、統一的な対応の仕方ですね、組んでいこうというところで、この質問を契機にしまして、考えをこれからまとめていこうと思っております。なかなかすぐには、解決はなりませんけれども、修繕をしましても、撤去をしましても、予算のかかることがございますので、今後関係課とも協議しながら、その対応について、地元等との話し合いを進めてまいりたいと思っております。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

潮の親水公園ですが、潮谷川砂防事業ということで、まだ合併以前の段階で、県の方で整備された砂防のルート工の一部になる訳なんですけど、その当時の経緯は、こういった形で、県が直接の遊具を作ったかどうかというその経緯をちょっと分からないんですけども、一応、島根県との維持管理協定の中では、遊具については、町の方でということで協定を結んで、毎年2回程度、除草作業とか遊具の点検もあわせてやっております。今お話に上がっております、親水公園内の遊具なんですけども、木造の遊具なんですけれども、平成25年にですね、年度当初に私の方で非常に古いという話もあって、老朽化してるのでっていうのを維持管理業者の方から情報提供ありましたので、調査した段階で、かなり部分的に傷んでおると。使用すると、ちょっと子どもでも危ないなあというようなことがありましたので、25年に実は見積も取って、新年度予算に何とか計上して、修繕なり、新しく新設するなりというお考えの元に一応見積を取って、新年度様で考えておったんで

すが、25年の8月の災害です、非常にそれから多忙になりまして、26年、27年と今現在に至っている状況です。それで最近ロープを張ったのは、やはりちょっと多忙で、なかなか着手が難しいなということでありまして、そのまま放置するのも危険でありますので、周りの利用者の方々に周知するために、やむなくロープをはらせていただいて、使用禁止という形に今現在はなっております。今後は、一応見積も取っておりますが、修繕するよりも、新しく直した方が金額的に20万ぐらいしか変わらないというところもありましたので、実際問題は新しく作り直す方がいいとは思いますが、ただまた今度、大和荘が新しくもなりますし、周辺の方々の利用もありましょう。夏休み特に小さいお子さんが親水公園ですので、もちろん水に親しんでいただくということで、水と遊ぶ機会も増えると思います。そういったものを想定しながら、どうせなら皆さんの、その希望に合ったような、同じお金をかけるなら希望に合ったもの、以前のような木造で遊具がいいのか、そういったものも含めて、周辺の施設の関係者の方とか、地域の自治会の方のちょっと意見聴取をしながら、適切な遊具といいますか、いいものをつけたいなというふうには思っております。でありますので、新年度これから、財政とのまた話し合いになりますけども、今持っている見積の金額等を踏まえながら内容については、また地域の方々と出掛けて、お話を進めていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

非常に前向きなお言葉ありがとうございました。ユートピアにつきましては、私の質問が悪かったかということもございしますが、遊休ではないということで、お話はなかったということでございました。それからケガがあるということで、ケガは、先ほど町長さんもおっしゃったように、水筒とか、フード付きの服とか色々ハザードちゅうか、その危険そのものがあるかと思えます。ただでもそのことについて、私はまず親御さんにそういう注意喚起するとか、あるいは、また子どもたちにそういう教育をして、親がいない時はどういうふうにして、遊びましょうよとか、親御さんについては、同行しましょうよとかそういう自治会で話し合ってくださいとかいうような、ある程度教育、使用に対する教育というのか、お知らせというんか、そういうものが徹底されておれば、かなりそういう危険な事故はなかろうかと感じておるところでございますが、ただ、先ほどから聞きますと、傷みがひどくなってきたから、危険だからという方向に向かっているんじゃないかなと思うんですが、今、私ちょっと簡単に見て歩きましたけども、確かに今、板は腐っております。先ほどの潮農村公園は20年頃から使用禁止、親水公園については25年頃、使用禁止。腐ってれば、だんだんと余計腐ってくるんじゃないかなと思うんですが、早く手当てをすれば、そんなに経費もかからなくなったんじゃないかなと思うんですが、子どもたちも、ある親御さん達も不平不満がたまらないと思うんですが、やっぱりその時に早く手をつけて、加えられたら、安価な方法で出来たんじゃないかなと思うんですが、そういう事

を危ないけー、事故したけー、やっちゃあいけんけーってというようなことで、すぐ、ぐるぐるまきにされたのでは、どうか思います。このことについても、今一度、なぜその時に修繕されなかったのかということをお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

議員さんご指摘のように、使用禁止にした方が、管理者としての安全を確保する上で一番確実な方法として、使用禁止の方法をとったというふうに理解しております。かといまして、利用可能、あるいは、利用していただく方が地域のために、あるいは、子どもさんのために、遊具につきましても、十分な修理等を行いまして、利用をしていただきたいというふうに思っております。ただし学校とか保育所にある遊具等のように常時、管理者が毎日のように確認が出来て、安全性を確認が出来て、また遊ぶ方法についても、危険な遊びなどについて、注意を出来る体制にある施設ですと最も安全だとは思いますが、なかなか遊休地の遊具については、そうしたものの担保確保が出来ないという実態もございますので、行政といたしまして、管理する側としては、慎重にならざるを得ないというのが、実際のところだというふうに思っております。今後、もう少し精査いたしまして、地元の利用状況などもお聞き取りをしながら、修繕して、活用いただけるものは活用し、当然それに伴います点検等、できる限りして、日常点検と、定期点検と行って、残すものについては、そうした方法で、適正な管理をして、ご利用いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

時間も迫ってまいりましたが、適正な修理をしながら、管理をしながら、総体的にいうと、適正な管理をしながら、修理をしながら今後進めてきたという方針を伺いました。それは、いつ頃を目指して行われるのか、すぐそのそういう方針で立ち上げられるのか、2年後なのか、3年後なのか、ちょっとそこら辺を明確にさせていただいて、また、地元自治会、あるいは、色んな形でのPTAさんとか色々あろうかと思いますが、そういう広報も進めていただきたいと思いますが、如何なものでしょうか。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

私の方は親水公園なんですけど、また、この親水公園以外の今の農村関係もありますけれども、親水公園はこうやって民間業者に維持管理委託をして、遊具を専門にじゃなくて、周辺の環境美化も含めた形で、委託をしております。その中で、専門の遊具専門の業者じゃないので、細かいところは難しいかと思いますが、目視とか直接触って使ってみて、な

んか危ないなといった時には、業者の方からここをこういうふうに、なんか危ないんだがという話は、逐一連絡は来ます。一応遊休地において潮谷川以外の施設についてはですね、やはりそういうふうな管理体制みたいなものを、今後ない施設については、それぞれの部署で、管理体制を整えていくのが、まず先決だろうと、先ほど言いましたように、なかなか目の届かないことが、多ゆうございます。やはり、直接職員がなかなか出向く時間がない場合には、やっぱり、業務委託を年間1、2回とか、そういった形で点検をしていただくことによって、安全性の確認も、出来るのではないかなというふうに思っております。ですから、まずは、潮谷川を、まずは、しょっぱなにですね。25年に、点検をして、ちょっと災害のために、間が来ましたが、遊具の方を整備、また修繕計画を立てようと思っております。そういった形で、他の施設につきましては、まずは管理委託をまずは徹底をし、見直しをしながら、今後の修繕計画も立てていくということになろうと思います。これはそういう管理委託はされてない遊休地の施設についてということになります。既にある分については、それぞれの管理委託の担当部局で、修繕計画をもちろん立てていくのは、もちろんでございます。立ててないところは、これからそういった形で委託先を検討しながら、管理費の方を徹底していくということになろうと思います。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

その計画をしていただけたら、非常にありがたく思います。で、その計画を始められて、どのぐらいで実施をされるかということ、先程からお伺いしているつもりなんです、いま一度その着手時期頃を教えてくださいたいと思います。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

議員ご質問いただきましてから、担当者の方で町内の遊休地の遊具につきましては、見て回りまして、ある程度残すべきか、あるいは、これはもう老朽化が激しいという判断をしております。それらについて、年度内を目途にある程度の方向性を出しまして、ただ点検につきましては、専門技術者の点検、資格を持った人の点検となりますので、年1回の点検については、予算措置が必要となってまいりますので、そうしたところは、28年度以降になろうかと思っております。

●西嶋議長

2番・福島議員。

●福島議員

非常にいい、明快な答弁をいただきました。ぜひともその地元自治会、あるいはPTA、色々団体があろうかと思っております。周辺の関係者もあろうと思っておりますが、ぜひとも円滑に先ほどもご答弁頂いた件につきまして、内容につきまして、進めていっていただきたいと思

います。私の質問を以上で終わります。

●西嶋議長

福島議員の質問が終わりました。

通告3、6番・山本議員。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

通告しておりました三江線を守るための取り組みについてお尋ねをいたします。三江線全通40周年を祝い、江の川鉄道の愛称も決まって、これから利用促進に向けた新たな取り組みをしなければと思っていたのが、8月30日でした。10月16日の朝、新聞の、「三江線廃止へ」の大きな見出しを見て驚きました。青天の霹靂とは、まさにこのことをいうのかと思えるぐらいの衝撃がありました。10月の始に、三次から浜原まで、夕方の便に乗る機会がありました。三次では、9名の乗客がいましたが、1時間半の乗車中乗る人は全くなく、浜原に着いたときは、私たち夫婦だけでありました。新聞を見て、この状況がよみがえり、このままにしていると、本当に三江線は廃止になってしまう、何とかしなければならぬと改めて強く感じたところでもあります。これまで多くの人達、団体が存続を訴え、利用促進の色々な取り組みがなされてきましたが、その声はJR西日本には届かなかったようで、ついに廃止の方向が示されました。私達、美郷町議会議員も、三江線を守る議員連盟を結成し、積極的に三江線の存続を訴えてまいりました。三江線を守る議員連盟は、三次市、安芸高田市、江津市、邑南町、川本町、美郷町の議員全員と、浜田市、大田市の一部議員、総勢117名で組織をしております。連盟の代表は、発足当初から、美郷町議会の議長が受けており、現在は、西嶋議長であります。平成24年10月から行われた、三江線バス増便社会実験の時には、実験の結果に関係なく、三江線の維持存続を図ることを、島根県とJR米子支社に要請行動も行ってまいりました。また、三江線を利用した大和荘での研修会などにも取り組みました。しかしながら、利用者数は増加せず、廃止の方向が示されることとなった訳であります。利用者数が減った最大の理由は、沿線の住民の減少であることは、誰もが知っていることだと思います。沿線の自治体は、少子高齢化で、過疎化が、驚異的なスピードで進んでいます。過疎化の進行で三江線の利用者数が減少するのは、沿線に住んでいる者の責任なののでしょうか。沿線の自治体の住民が、少子高齢化で過疎の町にし、三江線も利用しなくなったから、廃止するよと言っているのです。過疎になったのは、そこに住む者に責任があるのでしょうか。私は違うと思います。責任は国にあると思いますし、国鉄という国が管理すべき交通手段を受け継いだJRにもあると思います。国に対し、JRに対し、三江線の存続の責任を追及すべきであると思います。三江線存続に向けてどのような取り組みを考えておられるのか、お伺いをいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

山本議員の三江線を守るための取り組みについてのご質問にお答えをいたします。私も、10月16日の新聞報道を読み議員同様に、青天の霹靂ともいふべき衝撃を受けたところでございます。山本議員おっしゃいますように、8月30日には、広島、島根、両県知事、JR西日本米子支社長、関係機関、そして住民の皆様とともに、三江線全線開通40周年をお祝いしたところでございます。また昭和40年、47年及び平成18年の災害や、平成25年8月の豪雨災害による被害の際には、旧国鉄、JR西日本、島根県、広島県などのご支援とご努力により、それぞれ復旧を終え、昨年7月19日には平成25年災害から復旧し、沿線住民とともに全線再開をお祝いしたところでもございました。これらの取り組みは、地域にとりまして如何に三江線が重要な路線であるかを物語っております。議員ご質問の存続に向けての取り組みでございますが、ご承知のように、去る11月6日、この度のJR西日本から沿線市町への説明後に開催をいたしました三江線改良利用促進期成同盟会第1回臨時会総会において、6市町は共同歩調を取り、一枚岩となって行動をとるとの合意をしておるところでございます。今月19日に開催されます第2回の期成同盟会臨時総会におきましては、JR西日本からございました提案に対し両県への支援要請、具体的な行動や住民説明会などについて協議をしていく予定となっております。また、利用促進策につきましては、期成同盟会は、平成22年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて平成23年度から27年度5年間の「地域公共交通総合連携計画」を策定し、その計画を推進するために、島根県の交通対策課、西部県民センター、各市町の住民団体の代表、JR米子支社の4団体に、沿線六市町の担当課長を加えた三江線活性化協議会を発足をさせ、沿線住民とともに、沿線外からの入込みを図るよう、三江線の利用促進と情報発信を行ってまいりました。その内容といたしましては、乗車回数券補助、沿線住民による団体イベント利用助成、神楽列車の運行やラッピング列車によるPRなど色々と手を尽くしてまいりました。本年度には、島根県から2600万円の助成をいただいで「三江線沿線観光キャンペーン」も行っているところでもございます。第1回の臨時総会におきまして、来年度も引き続き利用促進に取り組む方針を決定しておりますし、島根県におきましても、来年度も予算編成に今年度と同額ではないながらも、観光関連の予算要求をしていただいております。今後も、六市町と共に、沿線住民や関係団体と連携し、観光客も引き込んだ利用促進を続けてまいります。本町におきましては、昨年からは、駅舎活性化事業補助金を創設し、ご利用いただいております。引き続き、駅舎の環境美化、駅敷地内でのイベントに助成を行ってまいります。なお、期成同盟会の今後の予定といたしましては、先ほど申しあげました第2回目の臨時総会を今月19日に、25日には広島、島根両県知事に面会し、支援要請を行う予定でございます。また1月に入りますけれども、六市町で住民説明会を開催し、直接JR西日本から説明を受けることになって

おります。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

この一般質問は、三江線を守るために知恵を出したいということで、私の色んな考え方も含めてですね、こういう取り組みをしたらどうかということを提案をさせていただきたいというふうにまず思っておりますので、そのことをご承知おきくださいませ。で、ですね少しお尋ねしたいのはですね、よく三江線廃止で新聞にも度々載っておりますが、維持するために、約10億円かかるという話であります。赤字が10億円かかっておるというのが、度々出てまいります。で、これに対してですね、沿線の自治体が、例えば、この赤字をどれだけ負担をすれば、存続してもらえるか。もしくは、それをどれだけ負担して、存続してもらえただけの価値があるのか。その辺りについては、どのようなお考えをお持ちでございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

この沿線市町で、沿線の負担と、それからどのような価値があるかということでございますけれども、まだ今はそこまでの議論はいたしておりません。今日は報道の方もいらっしやいますので、その辺りのことにつきましては、まだ申し上げることができません。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

なかなかそれは難しいとは思いますが、この10億円の赤字の根拠ですね。これについて、これまでの説明の中で、具体的な何々がどれくらいかかる、これが人件費がいくらかかるとか、その辺りについて説明はございましたでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

まだその辺りもですね、どのくらいかかるか等によることもありますんで、数字的な検討、まだ同盟会としてもいたしておりません。

●西嶋議長

6番・山本委員。

●山本議員

運輸評論家がですね、これは、安芸高田市議会だけじゃないみたいですが、意見を申しておられます。それによりますとですね、その法律案という評論家の方なんですが、運輸評論家の方なんですが、その人によりますとですね、実はそんなにいないんじゃないかと。



本当に実質赤字は、2億円程度ではないかというような話もある訳です。したがいましてですね、今後、JRとの協議に入られると思うんですが、その時にはですね、その辺りの10億円の根拠、更に、まだ安いではないかという部門を含めてですね、もう少し、しっかり聞いていただきたいと思いますが、そのお考えございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

これからの話でございますけれども、今ああしてですね、先ほど申し上げますように、19日の2回目の同盟会、そして県知事さんの両県知事さんにですね、お会いをする訳でありますけれども、まず、今のところですね、まだそこへ踏み込んでいこうという段階に至っておりませんけれども、これからですね、その交渉が、本格化するということでございますので、やはりその6市町の意見を参考にしてですね、それぞれの皆さんのご意見を踏まえて、取り組み方法を考えてまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

2億円の根拠も、まだ私もはっきり分かりませんし、10億円の根拠もはっきりしない訳です。ただJRが言っている10億円の赤字というのは、それが、どんどん走りましてですね、とてもあの沿線で、10億円の赤字があったんなら、これは無理だろうというのが、住民のすぐ単純に考える発想だと思ふ訳です。誰もがそう思うと思ふんです。ならばですね、その辺りをきっちり整理をしてもらってですね、この10億円がどういうことなんだということを見してもらわん限りは、住民その数字だけが先に走ってしまうと、まずいじゃないかと思ふんです。で、当然JRはまずその辺りをきっちり示すべきだと思ふんです。で、したがいまして、次回の時にそういうJR対してですね、やっぱりその辺りを期成同盟会としてでもですね、質問なりなんなりしていただきたいと思いますが、お考えございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、これから色々交渉が始まるわけでありましてけれども、今JRが示しておりますのはですね、三江線が存続してきたのは、並行する道路網が整備をされたということで、もうこれはバス実験をやったけれどもたいした影響がなかったということを申しておりますし、それからさまざまな利用促進策をですね、講じていただいたけれども、利用者の減少に歯止めがかからなかったとか、まあJRはですね、色んなこと言ってきておるところでございますけれども、やはり、JRとしてはですね、ニーズに合

った持続可能な公共交通の在りかたを地元の皆さんと一緒にですね、検討していくということは何回も言っておりますけれども、今の段階としてですね、まだこうしよう、ああしようということはですね、これからの協議でございますので、その辺りはご理解をいただきたいと思います。

●西嶋議長

はい。6番・山本議員。

●山本議員

J Rの方がですね、人が利用しないからということ盛んに言っておって、それが利用が少ないということが廃止の一番の理由なんです、この何人利用すれば、存続出来るかということは、分かっておるのでしょうか。1枚、1日1キロ辺り50人以下であって、利用者数ですか、なんかそういう計算の仕方がなんかあるようですが、その辺りが例えば1日に、何人になったらこれは何とか存続していくんだということが、ある程度示されておるのか、ないのかということが、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今J Rの方のお考えがですね、1日に何人乗ればというようなお話が今議員の質問にございましたけれども、私もさだかではございませんけれども、沿線を通してですね、50名だったか何か、以上は乗っていただかないと、難しいというようなことも聞いたことございますが、副町長からお答えいたしましょう。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

私もJ Rから直接説明を受けた訳ではありませんけれども、一般論として、言われている事についてちょっと申し上げます。現在J Rは、1日当たり183人の利用しかないというふうに言われてます。J Rは、大体1日当たり2000人乗ってもらいたいというふうなことを、考えているというふうに言われてます。183人の利用を1区間辺り、340円の平均利用ということでございますので、365日運営すると、現在の収入は2270万円。これが年間収入です。で、J R示しております1日2000人の利用というになると、2000人×340円×365日ということになりまして、2億4800万円がJ Rが望んでいる収入ということになる訳であります。更に、J Rの前線開通をした翌年の利用者でありますけれども、4158人の利用がありました。これを同じような計算式に直して見ますと、340円×4158人×365日で、その当時、全線開通の当初におきしては、5億1600万円程度の利用収入があったというふうに推測される訳でありまして、J Rが望んでいる額は、一応、2億5千万近くと、利用者で、2000人ということであるというふうに私は認識しております。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

私は、もうちょっとあるかと思っておりましたら、意外と金額が少なかったということ。2000人の利用で、2億数千万ということございますので、この2億数千万を、沿線自治体で、ある程度距離割にして負担をすると、現在のままの三江線が残してもらえるという論を出す訳であります。決して、バスに変更する必要は全くないということになる訳でして、その程度の負担なら、沿線で出来るんじゃないかと思えます。で、なぜそこまで言うかという、結局はあの財産をですね、バスに変わって、人を運ぶだけのものじゃないということが、一番大事だろうと思うんです。そこを守らんと、どうにもならんと思えます。で、もし、そういう話になった時にですね、2億何千万は、ぜひとも沿線で負担してでも、今のままの鉄道を残してもらいたいと思うんですが、如何でしょうか。そういう考えはないでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、数字を上げられましたけれども、今のところですね、2億何千万を沿線が持つというようなお話は全くしておりませんし、JRからですね、詳細な説明も、まだ、そこまでのところは受けておりません。今お答えをすることが難しいと思えます。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

そりゃあ今の段階じゃあ、6市町で共同して、行動しようということが決まっておりますので、なかなか言えないとは思いますが、会長としてですね、考えをちょっと聞いてみたいというふうに思う訳ですが。今、申しあげましたように、この利用者数を増やしてですね、利用者数をどんどん増やして行って、存続をするということは、恐らく不可能だと思えます。絶対に。で、その事業採算性だけの視点で、存続を訴えるというのは、恐らく困難だろうと思えます。で、冒頭にも私申しあげましたように、何でこの沿線の人利用できなかったかという、やはりそこには過疎が進んでですね、昔は、邑智町だけでも1万3000人おった訳です。その中の1%が利用するだけでも、町内、駅が5つか6つかあったと思うんですが、それでも十分に採算取れたと思うんですよ。それが減ってきた訳でして、それは我々の責任ではない訳です。国の責任だろうと思えますし、先ほど申しあげましたようにJRもその国の財産である、その国鉄を受け継いだ責任があると思えます。ならば、その責任も一緒にしながらですね、2億数千万なら、多少自治体が負担するにしてもですね、それを存続していく。で、後からまた同僚議員の質問もございますが、観光等に活かすことをですね、積極的に考えるべきじゃないかと。それを存続

させることが、まず第一ではないかという気がする訳なんです。その辺りは、如何でございましょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、山本議員おっしゃるとおりでございまして、これからですね、利用をせねばなりませんけれども、今ここにきてですね、私思いますのに、これまでの三江線の活性化についてはですね、行政の一部やら、それから、まあJRの方も含めてで、我々の一部の者ですね、これまでそれぞれの同盟会等が運動してきた訳でありますけれども、言えますことは、地元の住民の皆さんを巻き込んでですね、こうした会議は、何回も開かれましたけれども、地元の皆さんの巻き込んでの会議が少なかったと思っております。乗って下さい言うだけではですね、やはりみなさんに、十分その意味が伝わらないではなかったかと、今反省をしておりますけれども、そうは言いながらこれからでもですね、やはり乗って頂くようなことをですね、今度住民説明会も致しますけれども、やはり地元の皆さん沿線市町がですね、三江線に乗るということをですね、もう少し真剣に考えていただかなければならない時が既に来て、JRからはそういうバスに切りかえようというような話が来ておるところでございましてけれども、これからもそういうことも含めてですね、進めていかなければならないと私は思っております。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

廃止が決まってから、三江線非常に利用者が多いように聞いております。先般、私も乗りましたが、満席でございました。浜原から粕湊まで、連合自治会の取り組みがありましたんで、利用させていただきましたが、これは満席でございまして、もう乗った時点で、立ち見ということでございまして、ラッシュアワー並みになったような状況です。これ幸いにですね、人は来る訳でございまして、地元はですね、それほど乗ろうとはしないかもしれませんが、あることによって、人は来る訳でございまして、そこをやっぱり、今のままで守るということを前提に協議をしなければならぬと思います。で、そのためには先ほど言いましたようにですね、やっぱり国がもうちょっと責任を持つべきだろうと。今回、国の動きが見えませんが、ましてや、県もですね、いまいち何か第三者的な話とスタンスじゃないかという気がしております。どうもはっきり、仲介をしてくれるのかどうかというのが分かりませんが、廃止やむを得ないということを、まず考えておるのかどうか分かりませんが、積極的に調整はしてないように思います。と思っておりますが、如何お考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、山本議員指摘のようにですね、県なり国なりの姿が見えないということでございますけれども、やはり今、順番を踏みながらですね、順を追ってですね、段階を進めておるところでございますけれども、県の方には、先ほど申し上げましたように、25日に、広島、島根の両県知事、そして、まだこれから国会議員の先生方をですね、どうして早く呼ばないかとかですね、会議に来てもらえないかというような、色んな私の方へもですね、手紙があったり、電話がかかったりしておりますけれども、やっぱり、ひとつずつ段階を踏んでいきませんと、ちぐはぐなってもいけませんし、こうしたことも6市町で協議をしながらですね、進めていかないと、それじゃあこうしようということに一致しませんと、単独でこうということにもなりませんので、その辺りは、ご理解をいただきたいと思えます。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

今、お話がございましたように、国会議員の先生方に対してもですね、要請行動がまだなされていないだろうと思えます。やはり地元選出の国会議員の方々には、積極的に先頭に立ってやっていただきたいと思えます。先般、たまたまこの3人の先生おいでになった時にですね、私も、お話をさしていただきまして、要請もしておきましたが、皆さんおっしゃるには、もう既に行動はされておるようでございます。JRに対しても言っておるし、国交省に対しても話はしたと。慎重にということと、地元との協議をしっかりとということは、言ったということそれぞれの先生方おっしゃってました。しかし、まだそれは島根県だけありますんで、広島県の多くの国会議員の方が選出されておられます。で、そこへ向いてですね、やはり沿線の自治体としてですね、関係自治体がですね、国会の方へ、要請行動を行う。これは、非常に効果があるんでないかと思えます。で、先ほどこれから順番にといおっしゃいますけれども、事はもう終点が決まっているような状況でありますんでですね、今どんどんこっち側が攻めていかんと、国、JRの責任をどんどん追求していかない限り、結局は、なくなってしまうと、もとのもくあみで、赤字部分をこちらが払って、バス代行が残るだけということになるんじゃないかと思うんです。で、国会への対応等々については、どのようなお考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、支援団体としてですね、多くの方の団体がございまして、三江線の活性化協議会あるいは、三江線を守る議員連盟、三江線の利用促進協議会、川本、美郷、邑南、桜江の商工会、そして沿線6市町の観光協会の方々がですね、それぞれ支援をしていただいて、要望書等も出していただいておりますのでございまして、非常に心強く思っております。

いますけれども、やはりこれからですね、事のおこりは、10月の5日に、JRが広島県、島根県にこうした検討したいということを申し上げてから、かなり日にちも経っておるところでございます。やはりこの3市3町、それぞれ会合いたしますにも、非常に日程がですね、だんだん年末を迎えにつれてですね、日程調整が難しくなってきたというのが、事実でございますし、非常に3市3町の会長、副会長そして、それぞれの議員の議長の皆さんなかなかですね、調整が難しいのもひとつはあったと思いますけれども、既にこの時期に来ておりますので、年明け早々ですね、今の話の国会議員の先生方に正式にですね、お願いをする時が来るんでないかと思っておりますけれども、まだ詳しい事はこの場では申し上げられませんので、その辺りでご理解をいただきたいと思います。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

なかなか1つの町村でやるということではありませんので、共同してということでございますので、なかなか行動は難しいとは思いますが、やはり基本的にはですね、採算性は、事業採算性だけでは絶対にこの存続は無理だということは必ず理解をさせる。そこにやっぱり、国の責任、JRの責任があるんだと。この相続を困難で、その沿線の人口が減ったことに対する責任をですね、我々だけの責任じゃない、国の責任があるということをしつかりまずJRと、国にも認めさせるべきだろうと思います。それをしてからでないと、具体的な協議の内容については、入るべきではないと、やはり期成同盟会で決めるなら、やっぱり国の責任、JRの責任はどうなんだということを、しっかり先にまず追求していただいてですね、国会議員にもそのことを訴えて、国会の方からも、JRの努力も促してもらおう。それらをやってもらおう、国からの支援も引き出してもらおう。その辺りの取り組みが必要ではないかと思うんですが、先ほど、これからということであるんですが、これは早い方がいいと思うんです。国会議員とか、国に対する行動はですね、なんかパフォーマンス的にですね、早めに動く事は如何でございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

気持ちはですね、よく分かりますし、出来るだけ早くという、私もそう思っておりますけれども、まだここで、いつ頃になるとかというようなことは、申し上げる訳にいきませんが、2回目の同盟会の臨時総会において、こうしたことも一緒に協議をして参るつもりでございます。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

これは先ほど申し上げましたように、終点が決まっているような話ですね、終点がです

ね、もういつまでと期限が決まってるような向こうは出方がありますんで、今年度もまだ残りも大事ですが、新年度もですね、専任の職員を1人付けるぐらいの気構えが必要ではないかと思うんですが、担当者をですね。今、期成同盟会の事務局が町村会の事務局と兼ねてやっただけじゃなくてですね、各町村においても、専任の職員を付けて、専門、色々な視点から、攻め方、それから今後の利用促進の方法とかを考えるべきではないかと思うんですが、この点の考えのついては、如何でございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、担当の県の職員の方をですね、1つ担当それぞれ広島、島根両県へお願いをしたいと思っております。美郷町へ1人、川本町1人ということにはなりませんけれども、出来るだけですね、県の担当の交通対策課等を視野に入れましてですね、お願いをしてみたいと思っております。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

まだなかなか具体的なことが決まってないということで、かなり難しい部分が答弁においてはですね、難しい部分があるかと思えます。そこまで無理な答弁を求めるものではないです。ただ私は、今のままの鉄道を最低でも残すのが、まず最大の今目標だと。その目標以外には、今ないんだらうと思えます。したがってですね、何があっても、とにかく、今の現在の鉄道のままで残すということを肝に据えてですね、なんとか頑張っていたきたいと思えますが、決意のほどをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、何としても、このルールを守るということには、同盟会としてもですね、一致をしておるところでございまして、そのつもりで、これからの交渉を続けてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上。

●西嶋議長

6番・山本議員。

●山本議員

ありがとうございました。私も、三江線を守る議員連盟の事務局長もやっておりますので、私もこの三江線を守るためにですね、先頭に立って、これから頑張っていくということを、決意も申し上げて質問を終わりたいと思えます。大変ありがとうございました。

●西嶋議長

山本議員の質問が終わりました。

ここで、休憩いたします。再開は、11時10分といたします。

(休憩 午前 10時 53分)

(再開 午前 11時 10分)

●西嶋議長

再開します。

通告4、4番・藤原委員。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

4番、藤原でございます。通告に基づきまして、私の方からは2点ばかり質問させていただきたいと思っております。まず1点目は、「三江線と観光協会の役割について」ということでございます。先般、三江線沿線の市町がJR西日本を訪れ、三江線の存続を求めたおり、初めてJRより三江線の廃止検討が明らかになり、沿線の自治体に今年度中に方向性を示してほしいと求められました。沿線自治体は、今の時点ではあくまでも存続を求めたいとし、今月にも島根県と広島県を交えての協議後に対応を決めたい、また、JR西日本に対し住民説明会の開催も求めるとの報道がありました。今決して三江線の存続を諦めるべきではなく、有利な新交通プランへの移行への思惑は理解できますが、あくまで存続維持の姿勢が重要と考えます。存続に向け、利用客の増加による課題解決には、観光によるしかないことは明らかなことであり、今こそ観光による存続に向けた施策が問われるのではないのでしょうか。美郷町の三江線にかかわる所管は企画財政課であり、定住推進課にある観光協会との連携が必要と考えます。存続に向けた観光ストーリーと観光協会の役割、組織体制、民意の醸成への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

2点目は、「林道整備による新産業支援と雇用創出について」であります。先に示された町の総合戦略によると、稼ぐ力のある基盤産業として、林業、農業等が上位に位置し、雇用吸収力が高い産業は、社会保険、社会福祉、介護事業、総合建築業等とした、総務省統計局の産業、雇用創造チャート統計による、稼ぐ力と分析がなされております。これによる具体的な施策として、バイオマス発電誘致と林業の推進がありますが、この政策には林道等の林内路網整備による、資源の安定供給体制の基盤整備が不可欠と考えます。新産業と雇用創出の意味からも、森林への積極的な路網整備を来年度予算に盛り込むべきと考えますが所見をお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。



## ●景山町長

藤原議員の1番目の三江線と観光協会の役割についてのご質問にお答えをいたします。鉄道及びその関連施設は、車窓風景や乗車体験、地域の産業、暮らしの文化など、魅力的な観光資源としての特性を持っております。三江線沿線は、四季折々に変化する中国山地の山々と、雄大な江の川を醸し出す風景、これら自然の恵みを受けた豊富な食材、そして、温泉、神楽などすばらしい資源があり、この沿線地域を縫うように走る三江線は大変重要な観光資源であります。また、陰陽を結ぶ三江線は、広域的に展開する地域の観光振興を図る上で、重要な交通アクセス、移動の手段でもあります。観光協会は、従来の地域の観光を振興のためのPR活動やイベントの実施、観光案内などのほか、地域資源を最大限活用し、特産品や体験プログラムなどの商品を積極的に提供し、観光交流を通して、地域経済を好循環に結びつけるなど多様な役割が期待され求められております。着地型観光の取り組みもそのひとつであり、本町の観光協会といたしましても、平成25年度から「みらくさ日和」として、着地型の体験プログラムを実施しております。今後、こうした取り組みを行う中で、江の川に沿って走る「江の川鉄道 三江線」のすばらしさ、及び沿線各地の観光資源を国内外に発信するとともに、多くのお客様をお迎えできるよう、関係市町の観光協会と連携を図りながら、相互の観光施設等の情報共有、情報発信を行い、三江線の存続に向け観光協会として何ができるかなど、検討して参りたいと思います。観光分野は、地域経済の活性化に効果が期待され、その消費は地域経済への波及効果が高く、観光関連事業所や商工業者等と連携をし、三江線を交通手段とした誘客を進めるなどの取り組みが必要と考えております。続きまして、民意の醸成とのご質問でございますが、既に議員の皆様方に加え住民団体からも存続に向けた要望・要請が寄せられております。また、12月9日の新聞には、沿線6市町の観光協会が連携して、「三江線を存続に寄与できるのは観光しかない。観光客に沿線自治体の観光情報を発信し、利用者増を図る。」との記事が掲載されるとともに、島根県側の商工会で構成する三江線沿線商工会存続対策検討委員会では、三江線の存続を目指して3000人分の署名活動に取り組むとの報道もありました。大変心強く思っております。町といたしましても、住民説明会でJR西日本の説明を受ける前に、今年1月に発足をいたしました三江線利用促進協議会にお諮りしながら、住民の皆様のご意見を反映できる取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上。

## ●西嶋議長

4番・藤原議員。

## ●藤原議員

はい。ありがとうございました。三江線の存続問題ということで、先ほど山本議員の方からも質問があったところでありますけど、的確な質問されまして、私の方からはですね、あれ以上のことはというところでもありますけど、ちょっと視点を変えて、私の方は視点を変えてですね。観光という面でのあり方、取り組み体制、民意の醸成、このことについて

お伺いをしたいというところでもあります。先ほどの答弁の中でも、1日辺り、いくらですか、340円×365日×云々ということで、2億数千万という数字が出ました。今の状態ではですね、運賃収入は、数百円の世界ですから、とてもそれにはなり得ない。だから観光客を呼んで、それに近づけようということですけど、それでもとても先ほどの数字にはならないと思います。では何でだということの中で、来ていただければですね、その地域で観光していただく、食事をとってもらう、あるいは土産を買ってもらう、こういったことで数千円のお金が落ちます。また宿泊をしてもらう。そのことによってまた1万円相当のお金が落ちる訳なんです。そういったことによってですね、地域を活性化すればということでありまして、江の川の沿線自治体にとってはですね、観光による交流人口の拡大というものがですね、大切なことでありまして、そういった意味で三江線はですね、我々にとっては、観光資源、資源なんですね。人を呼び込むためのツールであるという認識。三江線をですね、諦めてしまう、捨ててしまう地域には、活性化などはあり得ないんだとこういう意気込み、考え、これが私の先ほど質問にありました観光ストーリーという意味合いでありまして、具体的などこのうのつていう訳ではありません。観光を通してですね、どういうまちづくりをしていくか、そこをですね、再度、もう一度ちょっと確認したいと思っておりますけど、町長ご意見お聞かせください。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員のこの三江線でございますけれども、やはり三江線はですね、言われますように風光明媚で、しかも列車の数は少ないけれども、非常に景色のいいところで、また行ってみたいというような話も聞いておりますし、今この観光と三江線でございますけれども、この町といたしましてもですね、この観光面は、十分力を入れるべきであるということは承知しておるところでございますけれども、三江線にはですね、沿線にはすべての町に神楽がありまして、神楽列車というのを今走らせております。これが3市3町全部先月の初め頃に、11月の7日に最終があったようでございますけれども、美郷町はトップでございます。9月の26日にですね、広島からバスで三次まで広島のお客さんをですね、40名ぐらいお呼びしまして、三次から列車で浜原まで乗っていただいたところでございますが、私も口羽までは同乗いたして、途中の案内もしたりしてきましたけれども、浜原から今度はバスでですね、広島から来たバスだと思っておりますけれども、それに乗り換えて、野間の栗拾いをしていただきました。そして40名でございますけれども、それぞれスタッフ等もおられる関係で、50名近くおられたと思っておりますけれども、そこで栗拾いをしてですね。最終は三瓶でお風呂に入って、それから広島へバスで直行するというようなコースでございましたけれども、それぞれの市町がですね、そういうような色々の地元の名物といえますか、観光地を案内をするような計画を立ててですね、3市3町でやったところでございますし、邑南町さんも神楽があったりですね、お酒が池月さんとか玉桜とか加茂福とかいう

お酒もあって、これも振舞われたようでございますけれども、結構列車の中でもですね、お酒を出したりして、観光でございますから、バスで地を訪れる訳でありまして、結構酒なんかも、売れたんじゃないかと思っておりますけれども、こうしたことをずっとやりながら、これは1つの例でございますけれども、年間を通じましてですね、色々な観光キャンペーンを計画をしてこれまでやってきております。これもですね、やはり県の2600万という大きな予算をいただいておりますけれども、他にはまだ色んなところがございますけれども、沿線地域の魅力向上による誘客促進ということですね、それぞれテレビやら色んなことで宣伝もしておりますし、読み上げればたくさんございますけれども、こうした切れ目のない三江線の誘客運動を続けてきておるところでございます。こうしたことで、まだまだなかなかそれが、すぐ効果を出すというものではございませんけれども、やはりお客さんを呼び込むということが、大きな目的でございますので、先ほどお話のようにですね、お客さん呼ぶ事によって、地域が活性化します。そしてまた地域のお土産等を買っていただいたりというようなことで、この計画をしておるところでございますけれども、観光につきましては、私どもも十分配慮してやっておるつもりでございます。以上。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

ご答弁いただきましたけど、JRにですね、採算性でですね、もう訴えてもこれは無理です。これは何度も言いますが、地域の資源であり、人を喜ぶための大切なツールで、バスでは来られません。地域活性化のためには、もう絶対必要なんですよとその辺のところをですね、強くもう採算性で訴えるではなくて、地域づくりの中で、我々沿線の6市町は必要なですよという切り口で、交渉していただきたいということで、色々取り組んでおられますので、期待をしております。さて、そこで観光協会の役割組織体制ということでもありますけど、先ほど言われましたけど12月9日、三次市の観光協会さんの呼びかけで今日集まっておられるんですね、三次の方へ、ということがあるということを知っております。果たして、その会合へ美郷から三江線を使って行かれたかどうかは、分かりませんが、利用改良期成同盟会これがあります。それから活性化協議会があります。それから我々の守る会の議員連盟があります。これすべて美郷町の町長あるいは、企画財政課長あるいは議長が代表でありまして、主だったこういった組織のトップはですね、すべて美郷になっている訳であります。したがってですね、観光についてもですね、観光協会が主導権をとってですね、この度、三次が呼びかけてやっと動き出したんだということではなくて、観光協会がもっとしっかり動いていただければと思うわけでもありますけど、ただ、その組織のあり方にですね、少し問題があるんじゃないかと思っております。観光協会がですね、しっかりとリーダーシップを取るべきではないかと思っておりますけど、まずこの点、町長どのようにお考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

観光協会がですね、率先をして、しかも私の方の町がですね、会長ということもございます。リーダーシップを図らなければならないとは常々思っておるところでございますけれども、今申し上げますようにですね、それぞれの市町がですね、先ほど申し上げますような神楽を中心とした事業等も繰り広げておりますけれども、やはり都会からですね、お客さん呼び込むということを、まず念頭に置いておる訳でありますけれども、こうしたこともリーダーシップを図る上においてはですね、進めてまいらなければなりませんけれども、今のところですね、この計画をまた来年も続けていこうというように思っておりますし、先ほど申しあげましたように来年度も島根県からですね、お手伝いをいただくということでございますので、計画を続けてまいりたいと思っておるところでございます。やはり3市3町がですね、ルールを使って一時にこうやるというようなものも、なかなか難しいことでございますので、これはやっぱり各市町にそれぞれお任せをですね、今やっておりますけれども、先ほど申し上げますように市町におきまして、三次市には三次なりのワイナリーとかですね、それから神楽とからワイン工場みたいなものもございますけれども、それなりのところを案内されたんじゃないかと思っておりますけれども、なかなかリーダーシップを発揮せよと言われても、今のような状況をやっておるのが現状でございます。以上。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

リーダーシップをお願いしたいという中で、組織体制にちょっと私、今の組織体制でいいんだろうかなという思いを持っております。というのはですね、地方交通機関対策を所管するのは、企画財政課が持っておられます。これ三江線オンリーですね。もう1つ定住推進課も地方交通関係対策、三江線以外のところで持っておられます。2つの課ですね、その交通対策、三江線を持つ持たないで、2つの課がやっておる。ところが、観光を所轄する定住推進課の方は、三江線を所轄してないんですね。ということはですね、観光と三江線とのストーリーが描きにくいという、今組織体制になっておるやに私は感ずるんですけど、こういう体制でよろしいんでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

観光協会をですね、定住推進課の方へ机を移していただいた訳でありますけれども、やはり定住推進課におきまして、非常に横の連絡がですね、良くなったのではないかと思っておりますけれども、商工会からこちらの方へ移していただいて、観光協会も会長が町長

ということになりまして、今観光協会との連携をとりながらやっておるところでございますけれども、今課の持ち分でございますね、お話でございますけれども、今のところ定住推進と企画財政課と2つが関係しておる訳でございますけれども、やはり予算の関係その他もございまして、今の状況をまずやっておるところでございます。これまだ日にちも浅うございまして、これからその今検討もしていかなければなりませんけれども、1つの課にまとめるというのもまたなかなか大変な仕事でございますので、今の格好がいいんではないかなとも思っておるところでございます。以上。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

今の格好で対応するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。もう1点、民意の情勢ということをお私この質問中でも言っております。今月初め、新聞記事によりますとですね、三次の市長が、通勤で使っておる写真がポンでとりまして、乗車されておられる方々と談笑しているという写真が出ておりました。毎月呼びかけを行ってのノーマイカーデーに合わせての取り組みであったというふうな記事が書いてありました。三次はですね、大変色々熱心に行っておられるんじゃないかと思ひます。まあ色々事情があると思ひます。三江線あるいは、福塩線、あるいは、芸備線色々ある中で、第2の三江線にしてはいけないという線もあつたりして、その思いであるとか、あるいは駅前を今非常に再開発されました。非常に立派なゾーンになっております。そういった経緯ありましようし、聞くところによると駅の中の3番プラットホーム、跨線橋というのが、渡っておる訳なんです。それも上がったたり下りたりが非常に年寄りとか障害を持った方々に対しては不便だということで、そこにエレベーターを設置しようじゃないかというような動きもあつたやにの矢先の話でありまして、非常に市長さん危機感を持って取り組んでおられます。ノーマイカーデーに合わせて、市長自ら三江線を利用されたということでもあります。この話が10月に出まして、もう2カ月経っております。ノーマイカーデーがもう2回ぐらい執り行われたんじゃないかと思ひますけど、住民意識のこの情勢という面からもですね、まず役職員、役職員自らですね、乗っていただいて、利用を図るべきではなからうかと思ひます。私の知る限りでは、1名だけですね、毎日乗っておられます。これ大和方面から来られますけど、7時51分にそこへ着く。8時1分ぐらいに役場に着かれる。8時30分から仕事をされる。17時15分まで仕事をされて、18時20分の三江線に乗って、浜原駅で18時30分に到達する。そこで、30分間離合の為に待たされるんですね、それでも、そこで待つ。そして、その方は19時過ぎに大和の某場所へ着かれる。通勤されとるんですよ。出来んはずはないと思うんですけど、特に、大和方面から通勤されとる役職員の方々、どのようにお考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

これにつきましては、担当課長から答弁をいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

大和の職員さんが、どう思っておられるかというご質問はないですね。町の職員といたしましては、定期券の購入と当然乗っていただくのが本義でございますけれども、定期券を購入いただきまして、職員の方に募集をしております。毎月1回。それから、給料引きで、それらを引かさせていただいて、失礼しました。現金で、納付いただいて定期券を発行しておるといいう取り組みをしております。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

定期券を買われて、利用促進に関わっておるといふことであります。私は民意の醸成ということ言っとるんです。乗って皆さん方に一生懸命守ろうという姿勢を、見せなければいけないですよ。定期券を買ったって、そんなもん全く見えない訳でありまして、まず、上に立たれる方、あるいは、管理的立場に立たれる方、その方々がですね、月に1回のノーマイカーデー使えないはずはないと思いますし、ましてや、こういう話が出て後がないんですよ。後がない。退路を断たれているような状況の中ですね、やっぱり一生懸命さを町民に示さないと民意の醸成は図れませんよ。来月には、JRさんが来て説明会が行われるということですけど、蓋を開けてみたら、あまり人々が集まってなかったというような冴えない話があったら、もうこれたまったもんでもありませんので、ここはですね、もう一丸となって、無理をしてでもですね、職員の方はどんどん促進して、ノーマイカーデー行政の方から毎月流しているんですよ。乗りましょう、乗りましょうと言っておきながら、全く乗ってない。これでは、ちょっと民意の醸成は図りかねると思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

民意の醸成ということでございますけれども、私どももですね、今、ちょっと中断しておりますけれども、1カ月の定期券を随分長い間買いました。やっぱり定期券を持ちながらでも、やっぱり自家用通勤した日の中にはございますけれども、非常にですね、列車だけということになりますと、先ほどお話のようにですね、最終18時の分は、浜原で30分停車して、また沢谷方面ということになる訳でありますけれども。利便性から言えばですね、非常に悪いというように映る訳でございます。やはり、前の山本議員の時にもお答えしましたけれども、やはりこれまでの色んな活性化協議会、あるいは同盟会並びに三江

線に関わる支援団体たくさんございますけれど、こうした団体がですね、行政は行政なり  
のことしか出来なくてですね、住民の皆さんと一緒に巻き込んで、やるというようなこと  
がまず少なかったのではないかということも、今さらでございますけれども、同じ答弁で  
ございますけれども、そういう感じもいたしておるところでございます。これから民意の醸成、  
確かに町民の皆さんのご協力をいただいてですね、三江線を利用していただくような方法  
をお願いをしてまいりたいと思っております。以上。

●西嶋議長

藤原議員、49分までです。

●藤原議員

時間がありません。これでやめたいと思います。町民の方は見ておられます。見とられ  
んようで、見とられます。やはり態度で示されてですね、民意の醸成を図っていただき  
たいと思います。以上で、最初の質問を終わりたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員の2番目の質問にお答えをいたします。森林資源の活用は松江市、江津市のバ  
イオマス発電の稼働により、需要が高まり、山林経営の活性化が期待出来るところでござ  
います。ご質問にあります森林への道路網整備につきましては、山林資源を活かすために  
必要不可欠なハード整備でございまして、現在整備中の専用道の早期完了、また、今後の  
整備構想を早急に検討する必要がございます。来年度予算におきまして、具体的な予算は  
計上しておりませんが、既存の森林整備計画や、県、公社、森林組合等の関係団体とを協  
議しながら、路網整備の中長期的な構想を固め、価値ある森林資源の確立を図ってまい  
りたいと考えております。以上。

●西嶋議長

はい。4番・藤原議員。

●藤原議員

この質問はですね、地方創生の戦略の中で、バイオマス発電所を誘致するんだという事  
を受けてですね、少しでも材が集まり、そのことがうまく進むようにという思いから、ま  
たここに雇用データにあったようにですね、雇用吸収力の高いのは、建設事業である。伸  
びしろのあるのは、農協だ、林業だという謳い文句のもとに、そういうものが始まって  
おる訳でありまして、土木建築業辺り、今仕事が減つとります。そういった中で、路網をた  
くさん整備していただいて、山の経済価値を高めるそのことによってですね、この新産業  
新しいバイオマス発電事業というものをぜひとも成功に結びつけていただきたい。だから、  
新年度予算でたくさんの予算措置をお願いしたいというところでありまして、ちょっと時間  
がありませんので、本当は、もっと色々お聞きしたいこともあった訳でありますけど、1  
点だけこれを、路網整備はハード整備です。ソフト整備という事があります。これは森林

経営計画の策定なんです。これによってですね、例えば1トン持って行くと、1万円お金が頂けるんですよ。ところが、経営計画がないと7000円なんですね。そこで、発電して電気を売る会社、1キロワットアワー当たりですね、経営計画がある山から持ち込まれた、で作った電気は、32円で売れるんです。ところが、経営計画がない山ですと、24円に下がっちゃう。材を出す側も、今度新しく会社を起こして、売電する側もですね、経営計画というものがあるとないとで、すごく変わってきます。ましてや、産廃物なんかはですね、今、島根県の取り決めの中で、これは発電に使ってはならない訳です。山興さん、広島の災害の材をつぶしておられましたけど、これは三隅の方へ飛ばされるんですね。火力発電だったらオッケーなんです。バイオマス発電では、ああいったものは使いません。色々な事情ありますけど、とにかく経営計画、これが大切なんです、このことに対する取り組みお聞かせください。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、林業と山というのは、林道があつて値打ちが出る訳でありますから、この林道の必要性は十分承知をしておりますけれども、今大体1メートル当たりですね、専用道路では、1メートルが、2万5000円ぐらいかかるそうでございます。1キロやりますと、2500万ぐらいかかると。非常にですね、この工事が、するにしても、お金のかかる事業でございますけれども、何とか経営計画ということでございますけれども、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

森林計画、経営計画のことでございます。ご指摘のように森林経営計画地内のバイオマスとそれ以外のバイオマスでは、引き取り価格が違ってまいります。で、今現在、森林経営計画は、森林組合が中心なって、計画を樹立しております。で、この経営計画の中では、伐採をしていくところもございます。伐採をしていって、今度、植栽をしていくとそういう一体的な経営の山の経営を考えていくということが重要なところだと思います。そういうところで、森林経営計画の樹立につきましては、森林事業者である森林組合が現在取り組んでおりまして、ほぼ森林経営計画の樹立については、おおまかな区切りがついておりますが、これからも、森林経営計画に含めなければいけないところも出てまいります。その場合は、変更しましてですね、その地域を経営計画に含めていくとそういう作業のところまで今来ておりまして、新たに、全くの森林経営計画、白地のところをやるということではなくって、変更で除々に加えていくということをやっております。あと町有林等は、町が経営計画を立てますので、国有林は、関係ないというところがございます。順調に経営計画に外れないようにバイオマス資源の価値の向上を図ってまいります。



ます。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

時間がなくなってまいりました。先ほど林道開設の単価名、言われましたけど十分なものでなくていいんですよ。最初は簡易作業路でいいと思います。どんどんどんどん網の目のようにとにかく作って下さい。材を出す環境ですね、整えて下さいという事です。嘗てドイツはですね、アウトバーンといいまして、もう道路をばんばん作った。それによって、建設業関係潤って、雇用をどんどん吸収していったと。そういった中で、今度は、人の行き来が良くなり、また物の流れも良くなり、そこでは自動車産業が開花していった訳です。ですから、ホルクスワーゲンなんかも、バーンとこう上がっていった訳でありますけど、山も一緒ですね、もう道路をどんどん道をどんどんどんどんつけることによってですね、経済性を高める基盤をまず作る。そのことによって、材を出す側も単価も取れる、あるいは、今言っておりますバイオ発電事業についても、材が集まるそういう環境を整えるひいては林業ですね、そういったものをこう押し上げていくということで、建築業関係に対してもいい効果が出ますし、また林業関係についてもいい効果が出るということでありますので、高い単価の路線でなくてもよろしいです。2メートル以上の簡易な作業路でもよろしいですんで、そういった方向性で臨んでいただきたいと思いますけど、如何お考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

藤原議員ご指摘のとおり、大きな高い道路をつけると年数もかかります。そういうことから、安価で、これは専用道というくくりになりますけども、先ほど町長が言いました、メーター2万5000円まで補助金が出ておりました。そういう道路の開設を進めていくのがいい方向ではないかなと思っております。現在、久保の奥の方で、専用道つけておりますけども、来年で一応路線が、専用道の終了を予定をしております。また次の計画も要望しておりますので、切れ目のない専用道の構築も進めてまいります。国の方ですけども、今度新たな次世代林業の林業基盤づくり交付金というものが、28年度の新年度予算で、確保される予定でございます。この中には、新規事業として、次世代木材生産供給システム構築事業と、これが新規の事業で新たに設けられます。ということで、これが大体路網整備に対する支援をしていくという制度でございますので、これがまだ説明会が、県の方でまだしておりませんが、森林組合とも話をしておりますけども、説明会を受けてですね、今後のほしいところの路網ですね、こういうものも順位をつけていきたいなというふうに思っております。

●西嶋議長

4番・藤原議員。

●藤原議員

今までの森林整備の加速化事業、これ今年度で終わると、それを受けて来年度新しく出るであろう事業に取り組んで、このことにあたるといふ今お答えをいただきましたけど、しっかりと取り組んでいただきまして、路網整備、あるいは、地域経済の活性化ということで、ぜひともお願いをしたということをお願ひ申し上げまして、終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 50分)

(再開 午後 1時 00分)

●西嶋議長

再開します。

通告5、1番・原議員。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

1番・原議員でございます。それでは通告いたしました2つのことについて、質問をさせていただきます。まず、初めに「利用者に沿った就学援助制度と貧困対策について」ということとお伺いをいたします。最近、子どもの貧困という言葉をよく耳にすることがありますけれども、この言葉をとらえて論じるには余りにも裾が広く本日は、子どもの貧困対策で身近な制度、修学援助について、質問をさせていただきます。子どもの貧困は、実は親など保護者の貧困によるものであると私は考えます。そのことで子どもたちが、憲法で定められたひとしく教育を受ける権利を阻害されることがあってはならないと、誰もが思っていることであろうと思ひます。まさにそのような考えの下、就学援助は学校教育法19条により、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と定められております。本町においても、それら憲法や学校教育法に基づき、制度が運用されているところでございます。しかしながら、この支援制度は、それぞれの自治体でさまざまな運用がされております。それぞれの自治体が、実際に利用される保護者の実情に即した制度になるように考えて、運用ができる訳であります。本町の就学援助制度について、対象保護者の実情をさらに検討されることを期待をいたしまして、現在の制度について情報提供から援助金の支払いまで、

この流れについてお伺いをいたします。また、美郷町において子どもの貧困などという、つらく切なくなるような言葉を耳にしないためにも、今年度から本格実施をされておりまず生活困窮者対策、これが重要と考えます。どのような状況にあるのか、併せてお伺いをいたします。

次に、消えた外側線をそのまま放置されるのかということで、ご質問をいたします。旧国道375号線、現在、町道上川戸粕渕線の外側線が、消えたままになっていることは担当課においても、把握をされていることと思います。浜原連担地内、特に幅員が狭い状況にありますけれども、夜間の通行が、危険な状況にあるにも関わらず、国道から町道に変わってからもずっと、そのまま放置されている状況にあります。今後の整備計画について、伺います。また、冬期の除雪については、これまでできてないのが現状であります。実施される計画があるのか、お伺いをいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

原委員の1番目の「利用者に沿った就学援助制度と貧困対策について」、ご質問にお答えをいたします。議員ご指摘の「子どもの貧困」と、親など保護者の生活困窮者対策とは密接に関連しており、平成26年11月に開催された「第1回島根県子どもの貧困対策を定格策定委員会」におきましても委員相互の問題意識として、親の生活上の問題を解決しないと、子どもの改善は見られない。との見解が示され、子どもの貧困対策を推進していくにあたり、「保護者等への支援」などの課題に対処していく必要があるとし、平成27年3月「島根県子どものセーフティーネット推進計画」において取りまとめられたところでございます。そこで、生活保護受給者や生活困窮者に陥るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立の支援策の強化を図ることを目的に、「生活困窮者自立促進支援法」が平成27年4月1日から施行されています。本町では、法施行前の平成26年度からモデル事業としまして、美郷町社会福祉協議会に委託し、美郷町保健福祉センターに「暮らしの相談所みさと」を開設し、生活困窮者の相談の包括的な受付などを行っているところでございます。相談者の中で、支援を必要とする場合は、関係機関や関係事業者と連携して、プランに基づく支援サービスの提供などを行っております。また、相談者の中には、地域社会とのつながりが薄れ、社会的に孤立している方も多いことから、この事業の特徴としましては、対象者の把握は、アウトリーチも含め、早期支援につながるよう配慮をしていくことが重要となっております。このため、福祉担当部署だけでなく、雇用等の産業振興、教育、税務、住宅、年金、水道、人権担当部署などさまざまな分野が関係することになりますため、役場内の他部署とも横断的な連携を図ることのできる庁内プロジェクトチームを構築し、体制整備を図っております。なお、就学援助制度に関しては教育委員会が担当しておりますので、教育長から答弁をさせます。以上。

●西嶋議長

番外、田邊教育長。

●田邊教育長

それでは、就学援助制度について、お答えをいたします。就学援助制度とは、経済的理由により、お子さんを就学させることが困難なご家庭に対し、小中学校で必要な学用品や給食などに係る費用を国や大学が援助するものです。対象は生活保護世帯、すなわち要保護者と、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者、準要保護者とに大別できます。この就学援助制度のうち、要保護者世帯に対する費用については、国が補助を行っておりますが、準要保護者世帯に対する援助は、自治体に任されておりますため、自治体によって基準や内容が微妙に異なります。援助を受けるためには、毎年度、保護者が学校を通して申請し、教育委員会の認定を受ける必要があります。認定要件は何点かありますが、大きく申し上げますと世帯が住民税や国保税などを免除されているか、所得が一定水準以下であることでございます。この一定水準というところで、本町では生活保護の基準額を目安としておりますが、これは島根県内でも他の市町村と比べると少し厳しい数値であります。現実的には、困っておられる世帯を救うために、認定作業の過程で基準値を超える世帯につきましては、民生児童委員さんからご意見をいただいたり、申請者から聞き取りをし、困窮状態が証明できる書類を追加提出していただくなどして、基準を超える場合であっても実態として認定してきた経緯がございます。毎年5月から7月にかけて、就学援助制度の周知と協力依頼のために教育委員会事務局と民生児童委員協議会とで会合を持っておりますが、今年度、民生児童委員の皆様方から、金銭を伴う重要な決定事項にかかわることが大変負担である、という内容のご意見をたくさんいただきました。これを受けまして、教育委員会の事務局内で今年の夏ごろから、この制度の見直しに向けて協議をいたしてまいりました。次の3点について、今月の24日の教育委員会で提案し、協議をしていきたいと考えております。1点目は、認定の判断基準となります数値を、生活保護基準の1.3倍に引き上げること。2点目は、添付書類の課税証明について、本人の同意をいただいて、税情報を照会することにより、証明書の添付を省略すること。3点目は、年度当初に費用がかかる新1年生については、生活保護に準じて3月中に入学用品費を支給できるようにすることとさせていただきます。町の子育て支援策の一環として、美郷町の就学支援をより充実したものにするために、努力をしてまいりたいと思います。以上です。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

まず、就学援助に関してでございます。先ほど教育長の方からですね、大変すばらしいお考えをして喜んでいるところであります。教育長も言われましたように、この就学援助は準要保護については市町村で要綱定められて、それに準じて支援の額もですね、内容につ

いて運用されているところでありますけれども。これですね、先ほどの3点、検討されることについてはもう、ほんとにうれしく思っているところでありますので、是非、進めていただきたいと思っておりますけれども。まず、情報提供がですね、どのように今、学校を通じてというふうになるかと思っておりますけれども、保護者の方へですね、いつてるか、ということもまず、お伺いをいたしたいと思っております。

●西嶋議長

番外、教育長。

●田邊教育長

それでは、詳しいことにつきましては、教育課長の方から答弁をいたさせます。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

番外。先ほどのご家庭への情報提供というお尋ねですけれども、毎年、新小学1年生のご家庭については、前年度の10月から11月に就学時健康診断を実施いたしますので、その際に教育委員会の担当から、制度の概要と申請について、説明を行っています。そのほかのご家庭につきましては、4月当初に学校を通じて保護者に案内を配布していただき、PTA総会等で学校から説明をしております。さらに5月には、民生児童委員の皆様方に援助制度について説明をし、周知も含めて協力をお願いしております。その一旦、そのところでの申込みの受け付けを済ました後に、もし困窮した家庭から申請があります場合には、学校の支援加配の教諭を通じて相談にあたり、それが教育委員会の方に連絡があがってまいりまして、では手続きをとりましょうという流れになっております。以上でございます。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

情報提供の回数という言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、それで言いますとですね、年1回、保護者に対しては説明をしないと、というような状況だというふうにお聞きしました。本当にですね、この年1回の情報でですね、これが保護者にご理解をいただいて、ほんとに困窮をされている、こういった制度を活用があることもあればですね、利用したいという保護者の方ですね、そのことが伝わっているかどうか、というのが大変疑問に思っているところであります。色々の場面で私、学校の先生方のグループとですね、色々話をする機会もありまして、そういう中で色々なことをざっくばらんにお話をお聞きします。その中でですね、やはりこういった支援制度を知らないという保護者の方もですね、おられる。また、この支援制度を受けたということを知ってですね、ほいじゃあ私もと、内容分らずにですね、ほいじゃあ、私も、ほいじゃあお願いしますというような形で、学校に相談来られる保護者もおられると、いうことをお聞きしたことがあります。こ

れはですね、やはりこのきちんと適切な情報提供、この制度の情報提供が、なされていないということになると思います。で、近隣の市町なんかにでもですね、色々お聞きをしますと、先ほど教育課長がお話をされたような、ようにですね、新1年生については健康診断、そういった時に説明をします。2年、3年の時には4月当初、学年始まった当初に説明をします。というようなことでありますけど、中にはですね、保護者さんの集まれる参観日、こういった機会をですね、使って説明をする。PTAの総会があった時に説明をする。研修会があった時に説明をする。時間をいただいて。そういったことでですね、年5回から6回ぐらい説明をされる学校も、実はある訳です。ですから、先ほど、民生委員さんに対してもご協力をしていただくようにご説明、説明会を開催をしてるというような話もありますけどもですね、やはり学校に対しても、現場の学校に対してもですね、こういった指導をされるということも、必要じゃないかなというふうに考えますけど如何でしょうか。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

番外。先ほどの年に4回も5回も、というところですけども、確かに学校によっては、熱心に取り組んでおられるところがあるように聞いております。教育委員会としましては、学校の方にそういった機会を通じて、保護者の方々に周知いただくように働きかけてまいりたいと思います。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

ありがとうございます。是非とも学校の方に、教育委員会の方から、そういったことで、指導いただいて、保護者の方に情報を、きちんとした情報を提供できる形にさせていただきたい、いうふうに思います。それとですね、情報提供に関して、色々保護者に対してチラシ等をお配りなられると思うんですけども、このチラシがですね、先ほど教育長から説明があったように、えーとですね、援助の対象となる世帯については、住民税が非課税、または減免になっている、と、その他特別な事情で生活に困っている世帯が対象となります。というようなことしか対象のところが書いてないんですよ。それで、実際にこれだけでですね、保護者がこれを、チラシをもらって、ほいじゃ私のところは対象になるだろうか、ならんだろうか、まず第一義的に考える時にですね、これで理解できるかどうかということなんです。で、私が、ここでまたお願いをしたいところはですね、やはりこういったチラシについてもですね、例えば町村によっては、先ほど教育長の方から、生活保護世帯の1.3倍まで緩和するというような話もありましたけども、それが大体、親2人、子1人の場合にはどのぐらいの所得ですよとかですね、親2人子ども2人の時にはどういう所得ですよと、シングルでお子様を育てられているご家庭についてはこのぐらいですよとかで

すね、そういったパターンを示して、この保護者の方にチラシを配布してある町村もある訳です。これはやっぱり行政サービスとしてですねえ、やはり僕はやるべきじゃないかなと、いうふうに思うんですね。で、実際、これをですねえ、堂々と借りるべきだというふうに思いますけども、実際これを借りるじゃない、制度に乗っかっていくべきだと思いますけども、遠慮することはないと思いますけれども、ただ、人によってはですね、この就学援助を受けるということをですねえ、やはりこう重みにですね、思うような方もおられるんじゃないかというふうに思います。そういった意味で、申請を出すという保護者がですねえ、その時点でですね、相当にプレッシャーが保護者の方にはあるというふうに思うんですね。ですから、そういったことを少しでも緩和できるように、また、そういった方々が安心して、可能性を持って、申請できるようなチラシに変更していくというような考えはございませんでしょうか。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

番外、先ほどの目安となります基準額表についてですけれども、こちらの方は他の市町村に尋ねましたところ、これはあくまでもモデル世帯を仮定して、世帯構成員の年齢であるとか、居住状況であるとかで変化するものを、ある程度の仮の世帯をつくって出している数字だそうです。ですので、この点も事務局内で検討いたしましたけれども、かえってあいまいな数値を出すと保護者の方が、迷われるではないかというおそれがありますので、それよりも、まず相談をいただく、学校の支援加配の先生にご相談をいただく、教育委員会の方へご相談をいただく、そこから本当にどの程度の援助ができるのかというところを、個別にあたっていきたくて考えております。で、市町村によって、支給される援助費等が色々と該当になるもの、ならないものというのがございますけれども、今年度、美郷町では今までしておりました学用品、通学用品、校外活動費、新1年生の学用品、修学旅行費、給食費、それに加えまして新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費についても、支給できるようにしております。周知という面でいいますと、保護者の方々にお知らせしたい内容は沢山ありますけれども、かえって沢山の情報を流しすぎると言うとおかしいですけども、判断があいまいになりやすいものについては、個別に対応させていただいた方が、保護者の方々に適切な援助ができるのではないかと考えております。以上です。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

チラシ1つですけども、ごちゃごちゃ書けというようなことではないんです。保護者の方がですねえ、パット見てですね、どちらが見やすいかなんです。どちらが見やすいかなんです。そこを私は言うておるので、ごちゃごちゃ書け、あれやこれや細かいとこまで書けとは言うてませんので、そういった保護者の方がですね、見て分かりやすいチラシにし

たらどうかということをお願いしてるんで、その辺また検討していただければと、いうふうに思います。それで先ほど、課長の方から、個別にあたる方がいいというようなお言葉がありました。確かに、それ最高のことなんです。ただ、先ほど言いましたように、情報提供もあまりできてない学校現場の中で、この個別的にあたるような、例えば、その体制が今できるんですか。伺います。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

番外、学校との連携という面でいいますと、教育委員会と学校と適宜、指導主事を通じて学校の情報は、教育委員会の方に入ることになっておりますので、そういったところで教育委員会の方としましても、これは学校の方でこういう手だてを講じていただいたらどうかというふうなところの連携は、情報共有というところは、ある程度はできていると感じております。で、それと個別の対応という点についてですけれども、他の市町村の書類の審査、それから認定に関しましては、あくまでも学校を通して出された書類を形式的に審査をして、そこで判断をしているというふうに聞いております。で、それに比較するというとおかしいですが、当町の場合には出されたものは勿論ですけれども、出された、提出された、例えば証明の金額が明らかに基準を上回っていたとしても、その提出時、その時に困窮している状態を証明をいただければ、それも対象として審査をいたします。他の市町村では、そこまではしないということを聞いておりますので、丁寧な対応をこれからも続けていきたいと考えております。それと、先ほどのチラシ、保護者に配布するチラシですけれども、分かりやすくなるように、こちらでも検討いたしまして、よいものにしていきたいと考えております。以上です。

●西嶋議長

1 番。

●原議員

はい、ありがとうございます。是非ともよろしくお願いをしたいと思います。それで、また先ほど教育長の方からありまして、3項目で認定の、ありましたけれども、認定の生活保護の関係の1.3倍まで緩和するということと、課税証明を庁舎内においてわざわざとりに行かなくても確認をするというような状況、それから新1年生についてはですね、3月中に支援額を振込むことができる体制、そういったことをですね、是非ともやっていただきたいなというふうに思っております。色々この支援制度についてはですね、聞きたい事もありますけれども時間の制約もあります。ただ、そういった子どもの貧困というようなですね、さみしい、切ない言葉がですね、この世の中から消えるようにですね、こういった制度を上手に活用して、そういった言葉が消えていくように推進をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。で、先ほど言いましたように子ども貧困というのは、その保護者の生活困窮から来ている問題だということで、先



ほど町長からもご説明がありましたように、一昨年のモデル事業を経て今年度、正式に生活困窮者の自立支援事業というものが、スタートしております。簡単でよろしゅうございます。そのことに関して、今どう言った状況にあるのかだけ、ご説明をいただきたいというふうに思います。

●西嶋議長

はい。番外、健康福祉課長。

●木川健康福祉課長

番外。生活困窮対策につきましては、健康福祉課のほうで担当しておりますので、私の方から状況について、説明をさせていただきます。まず、昨年度、平成26年度にモデル事業として取組んだところでありますけれども、相談者数がですね、30件ありました。それで、主な内容としましては、年齢的なものでございますが、50歳代。それから65歳以上の相談が全体の3分の2をしめております。それから、相談内容でございますが、収入、生活にかかわるもの、これが一番多くて24件。それから、病気健康障害等が22件。あと件数は減ってまいりますが、多岐にわたっております、税金、公共料金関係。それから就職関係。それから地域の関係。債務の関係。住まいの関係。その他、人間関係とかについても、相談があったようでございます。ちなみに、今年度ですけれども相談者数が増えております。今現在で、76件というふうに聞いております。以上でございます。

●西嶋議長

1番・原議員。

●原議員

そのような状況でですね、これは貧困対策でやっていって、相談こられとるのはですね、一部の方だと私は理解しております。まだまだ、町内にはそういったことで、悩んでおられる方が沢山おられるということで、私は考えておりますので、そういった方をですね、各社協に委託しとるから、お願をしとるからだけでなくでですね、役場の保健師もおりますし。それから、今、福祉事務所もありますよね。そういった職員やら、それから民生協議会の中でのいろんな情報を集めていただくとか。そういった、それとか隣保館による相談事業もあります。そういったところを全部ですね、1回集約してですね、意見交換会でもやってみるとかですね、そういったことで、そういった方を少しでもひらって、ご相談にのってあげるというふうにしていただきたいと、いうふうに要望して1問目の質問は終わらせていただきます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

原議員の2番目の「消えた外側線をそのまま放置されるのか」についてのご質問にお答えをいたします。町道の外側線につきましては、道路修繕で計画的に進めており、町内の道路の法面や路面、路肩などと一緒に修繕を行っております。白線は、修繕度合いにより

順次、引き直しておりますが、延長が長いので、なかなか引き直しにつきましては、進んでいないのが現状でございます。今後も現地調査の上、他の路線等の状況を勘案しながら、進めてまいりたいと考えております。次に、浜原地内の除雪についてでございます。議員ご承知のように浜原連担内の浄頓橋から下流側は、国道時代から沿線住民の方々が、流雪溝を利用して除雪を行っておられます。しかし、上流側につきましては、住宅が少ないということから、流雪溝設備はございません。以前は、除雪車による除雪を行った経緯はありますが、除雪した雪の堆積による苦情などがあり、作業を見合わせたという経緯もあるようでございます。現在も該当箇所は、除雪対応路線としておりますので、今後も地元を自治会の方々と協議をしながら、対応してまいりたいと考えております。以上です。

#### ●西嶋議長

1番・原議員。

#### ●原議員

町長、言われるように沢山、修繕をしていかななくてはならない町道というのはあるかと思えます。そういった中で、色々担当課において優先順位をつくりながら、鋭意努力されていることは承知しているつもりではございます。がしかしながら、やはりバス路線でもあり、それから連担地の皆さん方、住民交通量、結構多い道路でありますし、夜間、街灯もですね、もう古くなって、暗いような状態の中での交通になっております。そういった中で、やっぱり外側線があるとですね、運転をしやすいし、安全な、安全も確保できるというふうに思えます。是非とも、そういったこともですね、勘案をしていただきながら、今後の修繕に向けて、また努力をしていっていただきたいというふうに思っております。それから、除雪に関してでございます。先ほど町長の方からありましたように、南谷川の浄頓橋から下についてはですね、粕渕の方面については、流雪溝ができております。浜原連担地でも小門原地内、新町地内においてはですね、それがございませんので、冬季、沢谷の、町長さんもですね、バイパスが出来てなかったら、あの道を通られる訳ですけども、通っていただければ分かると思えますけども、大型のダンプなんかも通ったりします。ちょっと積もってくるとですね、朝にはそれがまた、凍っていてですね、大変、通行に不便を感じるような状態になります。そういった意味で、一時期、除雪もしていただいたことも、私も存じておりますけれども、その除雪もですね、やはり、先ほどありましたように残りがですね、その除雪をされる方によっても違うんじゃないかと思うんですけども、こんなですね、50センチ、1メートルぐらいあるような球を、そのままにして、されとるようなところもありましてですね、実は私も建設課の方へ、1回お願いをしてですね、若い職員さんに来ていただいてですね、一緒にそれを壊して、とったというようなこともあります。そういったこともありますので、除雪はしていただける路線になってるといことなんで、是非とも除雪はしていただきたい、いうふうに希望は持っておりますけども、是非ともですね、高齢化も進んでいます、ですから、そういったことも考慮していただいてですね、もうちょっと丁寧な除雪を心がけていただくように、また業者さ

んの方に、業者さんも大変ではございますけども、ご指導いただければなというふうに思います。私の質問も、これで終わります。

●西嶋議長

原議員の質問が終わりました。

通告6、5番・岩根委員。

●西嶋議長

5番・岩根委員。

●岩根議員

5番・岩根委員でございます。私は「薬樹・薬草の栽培計画について」、お尋ねしたいと  
思います。薬事で薬草の方策については第2回の定例会において、一般質問で農業問題に  
ついて、問い合わせたところ、まだ十分なですね論議が尽くされず、今回改めて伺う訳で  
あります。人口減少が進む中、全国の農業人口も5年で51万人減となり、島根県でも農  
業就業者が、人口が10年の前回調査と比べて23%の減となって平均年齢もですね70.  
6歳となり、全国トップとなっております。当然、当町においてもですね10年後、20  
年後においても人口が減り、耕作放棄地が当然それにつれて増える訳であります。この放  
棄地をこれ以上増やさないためにもですね、高齢者の労働力を発揮できる薬樹・薬草の栽  
培面積を、増やすよう具体的な計画があれば教えていただきたいというように思います。  
以上よろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

岩根議員の「薬樹・薬草の栽培計画について」のご質問にお答えをいたします。薬草・  
薬樹の栽培面積を増やす計画でございますが、現在、芍薬の栽培面積拡大をねらい、苗の  
無償配布の取り組みを平成24年度から手掛けております。現在の配布数は、今年度中  
には1万本ほどになる予定です。この本数を面積に換算しますと、約50アールでござい  
ます。来年度は、少し出荷もできるのではないかと考えております。地方創生の総合戦略  
におきましても、薬草栽培は町の産業として振興して行く計画にしており、中山間地域の農  
地を守り、産業として成り立つよう施策を講じてまいります。目標としましては、10ヘ  
クタールの薬草栽培面積を目指しております。面積拡大のための具体的な施策としまして  
は、これまでも行っております苗の無償配布を継続し、新規の取組を促してまいります。  
また、指導していく体制も確立していかなければなりません。現在、過疎計画の中にもソフ  
ト事業として計上しておりますが、来年度からの新たな過疎計画においても計上し、継続  
してまいります。栽培を拡大していく農地につきましては、現在、栽培を行っている農地  
を活用することに加え、自己保全水田などの不作付け地において栽培していただくこと  
により、耕作放棄地を減少していく効果も期待できると考えております。そのような自己保  
全水田におきましては、不作付けの期間が長い場合、土地の荒廃や、地力の低下などが進

んでおり、復旧するための支援の必要性も感じております。美郷町の水田面積の中で、自己保全の面積は125ヘクタール程度となっております。この農地を活用できるよう薬草栽培を振興してまいります。薬樹につきましては、昭和60年ころから植栽をしてみましたキハダがございます。美郷町全体では、町有林、民有林で9万本近く植栽をしておりますが、保育管理が徹底していないこともございまして、その残数については把握できておりません。今後、町有林を中心に除伐等を施し、育林をしてみたいと考えております。キハダは漢方薬原料として価値があり、製薬会社からも期待をされております。そのことから、キハダの栽培も「薬草薬樹の郷」として振興していかなければならないものと考えております。また「薬草・薬樹の郷」を切り口として、温泉活用やヘルスケア産業の振興にも繋げていきたいと構想しておるところでございます。以上。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

ありがとうございました。で、私はですね、今、美郷町の総合戦略の中にも実際、そういう計画をお立てになってるということでもあります。で、私が今思ってることはですね、美郷の人口は当然減ってくる訳であります。そうすれば、一番先にしわ寄せが来るのは農業じゃないかと、こういうふうに思ってます。例えば10年後のですね、農業就労者等は、どのくらいの人口になるのか。あるいはですね、どれだけ不作地が出てくるのか、ちょっと教えていただきたいと思いますが、如何ですか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

人口減少が続く訳でありますけれども、面積あるいはどのぐらいか、という質問でございますけれども、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

番外。人口の、農業者の人口がどのくらいになるか、あるいは耕作放棄地がどのくらいなのか、しっかりとした数字はですね、中々つかめないというふうに私は思っております。それは、今後の政策によりまして変動はありますでしょうし、今、大体営農計画書を毎年出させていただいておりますけれども、そこで水稻作ってる方、あるいは営農計画書を出しての方を集計しますと、大体650名ぐいいらっしゃいます。で、水稻の栽培面積は約250ヘクタールぐらいございます。営農計画書にかかげとります面積は、やっぱり3百4～50ヘクタールございますけれども、転作、水稻を入れても200、300ヘクタールぐらいいしかありませんので、かなり、使わない土地というのが出てくると思っています。そこで、今後の農業者の減少を、いかにくい止めるか。あるいは、今の農地を減少させずに農地を、

営農活動を続けていくかと、ということが非常に大きな課題であろうと思っております。人口は減っていく訳でございますので、農業者も必ず減ってくるだろうという予測は、簡単にたつところでございます。農業者の予測というのは、たちませんけども、これから必要なことは集落営農の結成。それから、薬草で申しますとやはり、町がずっとかかわっていくというところではなくて、やはり民間からの生産が活発になっていかなくっては、中々産業としてですね、継続していかないのではなかろうかなと思っております。ここから先はですね、もう少し、例えば具体的な構想ではありませんけども、なっていたきたいと思うのは、例えば薬用作物を生産する組合。そういう民間の組合、民間の法人組合あたりをですね、設立して行って中心的に振興してくと。そういうところから、不作付地もそういう法人あるいは団体がですね、面倒見てく。そういう体制が、調べていければなというふうに思っております。個人の、個人の農業者の方っていうのは、減っていきますし、年も取ってきますので、作業の、が難しくなってきます。そういうところで、共同化した組合というものを作っていてですね、農地の荒廃、それから農業者が減った分のカバーをですね、していく方法が必要ではなかろうかなと、いうふうに思っております。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

確かにですね、この芍薬についてですね、この10月頃だったかな、大和の上野で、実際的に現場を見させていただきました。それは、4年物を掘られたということで、ちょうど問屋さんか、等も来られましてですね、もう1年ぐらい置いた方がいいじゃないかということ。それから、やはりですね、生産量が必要じゃないかと。要するにコンスタントにですね、問屋さんへ卸す、あるいは問屋さんが希望するトン数が、1年どれだけなのか、ちょっと分かれば教えていただけますか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

番外。10月の問屋さんの現地で、講習会も兼ねて行いました。必要量というのはですね、これはその問屋さんが必要としている量というのは、伺っておりません。しかし、美郷町で出荷するものについては、引受けるだけのキャパシティは持っているというふうに感じております。問屋さんの都合で申しますとですね、1度に10ヘクタールのを、いっぺんに出してもらおうということでは非常に扱いにくいと。それよりも、毎年量は少なくともコンスタントに一定量に近いものを、あてにできる数量を出していただきたいと、というのが市場側の要望ではなかろうかと思っております。そのことによって、卸屋の方がその使い道を、色んな需要家に配布していくと、それが毎年、美郷町からあてになる数量が入ってくると。そういうところが、大事になってくるというふうに思っております。それから、もう一つ芍薬で申しますと、これは掘る作業が非常に大変でございます。とても鍬やス

コップで掘ってですねえ、効率のあがるものではないというふうに思っております。こういうところからもそういう作業を受け持つ団体が、必要ではなかろうかなというふうに思っております。芍薬の利点は、非常に集荷が簡単だと、いうところがあると思いました。根をはずしてですね、それを生のまま出荷できると、乾燥も切ることも必要ないと、大きさを分けることは、必要かもしれませんが、そういうようなところで、非常にまあ、将来扱いやすい薬用作物として、生産額をあげていきたいなというふうに思っております。10ヘクタールを目標にしております。毎年、5年に1回の出荷となりますので、毎年、2ヘクタールやれば、2ヘクタールづつやれば10ヘクタールと、いうことで毎年2ヘクタールの量を卸の方に出せるという、あてになる産地として確立していけたらなというふうに思っております。ただ需要の方は、ご存知のように日本は漢方原材料の9割を中国等に依存しております。その中で芍薬というのは、漢方薬製剤の中では甘草（カンゾウ）について2番目に消費量の多いものでして、これも90%ぐらいは外国から輸入している状況でございます。もちろん、値段の問題はありますけども、国産を必要とするニーズは非常に高いと、いうふうに伺っておりますので、毎年あてになる数量を出荷できる、そういうような出荷計画を持ちたいなというふうに思っております。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

確かに需要等についてもですね、お聞きします。で、私はこの政策について、反対でものを言ってる訳じゃなくって、これを達成する、つまり私が先ほど言いましたように、これから先どんどんどんどん農業の高齢化が進む、そのあとはどうしてもですね、農地を、耕作をできない耕地が出て来ると。で、芍薬についてはですね、確かに当初少し資本をかければですね、あとは労力的にはですね、80歳の方でも草が刈れば何とかできる。あるいは、それを維持していくのに、例えば草刈りほど頼めば、1反なら1反が管理できる。こういうメリットが非常に高い作物じゃないかと、いうように思っております。で、私が思ってるのは、今さっき言いました10年後どれだけの就農者がおられますかと言ったのはですね、今言うように、これから先、放置をされようとする方に対してですね、少し援助をしながらですね、不耕作地あるいは放棄地にならないまでに対応ができないもんかと。そこでやっぱり、町単としてですね、その当初の例えば、水田をやると、どうしても排水が必要になってくる。例えば、排水をするのに手でするのはなかなか難しいと、どうせ機械を使う必要があるはずなんです。それに対するですね、予算措置等をどうお考えになっているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

不作付地の復興のためのあれですね、こうない？ということ。先ほど町長の答弁の

中にもありましたように、大体、自己保全水田、2年を超えて放置しますと、やはり地力とそれから木も生えてくるような状況になります。そういうこととなりますと、それを復旧するために非常に労力がかかるというところがあると思います。具体的なスキームはつくっておりませんが、例えば溝を掘るために、ミニホーが必要だとか、あるいは地力を回復するために堆肥を投入しなくちゃいけないとか、そういうようなところの支援について検討して行く、行きたいと、いうふうに町長答弁にもありましたので、これから来年度にかけてですね。来年度予算にかけてですね、予算確保できないかなというふうには思っております。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

是非ともですね、思い切った施策をしないとですね、進まない。それから放棄地を、今起こすと言われますけれども、とてもじゃないが、それやる場合はですね、かなりの日数と、それから経費、だから僕はそれに行くまでに、今からもう、そこはよう作らないよと言った時点でですね、投資をしっかりとやってですね、補助金を出して、そういう形をすると、例えば今さっき集落営農を作つてというけれども、集落営農を作つても、それを継続するだけの若い人がいないというのも現実なんです。だったらそこへ集落営農が集約して、そういう薬草を植えることだって、可能になってくる。すなわち集落営農は、黒字でいく訳ない訳ですから、どうせ赤字でいってる訳ですから、そういう分を思い切ったですね、投資をしていくことも必要じゃないかと。これが1点です。それから、今のようにもう1つは、転作の関係です。農地、田んぼから、稲作から転作する時に、この間、JAの総会資料の中に、薬草に対するプラス5000円か、の案が出りました。町のほうのね。で、結局2万円と、反で2万円という状況になっておりました。それが高いか、安いかは別にしてですね、転作をしっかりとさせるためにもですね、思い切った助成を、これは期限を切つてですね、永久じゃあなくて、期限を切つて、5年サイクルだったら5年で結構なんです、5年間はこうやりますよと、いう形でも思い切った転作料を支払いながらですね、進めていけばかなりの効果があるんじゃないかと思いますが、町長、如何です。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

岩根議員のおっしゃるとおりでございますけれども、やはりですね、これからどんどん高齢化が進んでくる訳であります。お話しのように集落営農組合、これもですね、中々これから結成はしましたけれども、ずーっと続けられたということは、少し疑問がある訳でございます。こうした中で、今、薬草・薬樹の話でございますけれども、80歳になつても可能な管理ができると、管理が可能なこととございまして、中々余り重労働であつてはですね、難しいと思っておりますけれども、先ほどの排水の関係等もバックホーで

も一時はどこかで借りてでもやってもらえるような、ことができるようなことをしませんと、やはりまあ、この栽培をしましても、乾田でないと物ができないというのが、基本でございますので、そうしたことも考えていくべきではないかなと思っておるところでございます。いずれにいたしましても、こうして美郷町を薬草・薬樹の郷づくりを進めておる中でございますから、これから皆様方のご意見を頂戴しながらですね、これから進めてまいりたいと。ずっと、これも町の1つの政策の、課題の1つでございますので、これからも進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

まああのお、町長は山陰中央新報の3町トップ座談会の中で、お話をされたイノシシと薬草活かしていくんだよと、こう言う発言もされております。その中へですね、100歳以上が、邑南町が、32名、当町が11名、川本が9名、このことで松尾社長がですね、邑南町ハーブをやってるし、川本はエゴマやって、それで美郷町が薬草つくる。そのことをとらえて、仙人の郷だと、こういう言い方されました。確かにですね、その中で、遅れてるのはやはり、当町の薬草じゃないかと、こう思っております。で、他所はある程度の基盤を築いてどんどんやっていますし、エゴマなんかどんどんと、うちらの方にも作ってくれんかというぐらいの勢いでやってきておりますんで、何とかしてこの薬草、特に芍薬を生葉に使うためにもですね、当町として、しっかりとした基盤を築いかなければ、今課長が言いましたように、せいじゃ町がいつまでも手を貸せませんよって、それは当たり前のことなんです。じゃあ、それに向けてのですね、じゃあ、どういうふうな組合に作ればいいのか。どういような民間との協力を得るのか。これらをですね、ノウハウを、やっぱりその作る側にですね、しっかりと示しながらですね、ある一定いったらですね、それらが具体的に動きだしながら、次へ進んでいくと、いう道筋を立てないと、今までのように補助金を出した時には、ある程度できるけども、たーんと補助金がなくなったら町も手を引いてしまって、何にもならない。じゃあ、今まで何をしたのと、いうことにならないようにですね、是非ともここのをですね、1つの組織は必ず作っていただきたいと。そういう会合も持つ。それから、もう1点はですね、やっぱりあのお芍薬栽培についてね、あれほど町は言うんだけど、実際歩いてみると地元へ浸透していない。ここらは、やっぱりやらなきゃいけないと思いますが、如何ですか。

●西嶋議長

はい。番外、町長。

●景山町長

やっぱりですね、あのお、おっしゃいますように地元、農家の皆さんにですね、進めていかなければならないと思っておりますけれども、やはりこのかなりの年月を要するものでございますので、これを始めてから今何年になるか分かりませんが、日は他に比



べて浅いんじゃないかと思えますけれども、年を経ながらですね、ひとつわて着実に進むことが大事ではないかと思っておりますので、そのように考えて進めてまいりたいと思っております。

●西嶋議長

はい。5番。

●岩根議員

今の芍薬の関係で私らも、地元でもですね、是非やってほしいということで、高齢化あるいは世帯主が病気になって、田畑が荒れていくという中でお願いをしながらやっております。今、指導者の問題もあります。確かに。で、こっちが1から10まで中へ入れば、こっちが動かなければいけない。いつ、どのような形でやるんだとか。もう1つはですね、やはりこういう状態になりやあどうなのかと、私らも天気との部分もありまして、あんまり雨の降った後、4～5日天気だったけえいうて、すぐやってもマルチをかける時に、水分があったらそのまま残りますから、それは気をつけてくださいよ、いうのは後から聞く訳ですね。だから今、言ってたように指導者をどうしていくかということなんです。指導者をしっかりいって、あこへ行けば、いけば、大体全部分かるいうようにね、前回の時も、確か僕は指導者の話をしたはずなんです。育成ということで、やっぱり育成をどのように、指導者の育成をどのようにされるか、ちょっとお聞かせいただけますか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

担当課長から、お答えをいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

指導者の育成ということで、非常に大切なことだろうと思います。技術的なことにつきまして、県の方にも伺いますけども、やはり薬草栽培については、普及関係も進んでいないというところでありましてですね、自分で、自分達でやらなくちゃいけないなという気もあります。で、今まで囑託の方に、ずーとやっておる、おられてですね、知識も技術もかなり備えてきてんではなかろうかなというふうに思っています。このノウハウをですね、蓄積したものを、埋もれさせないようにしていく努力を、また来年度以降もしてまいりたいと思います。余談になりますけども、芍薬の苗を配っておりますけども、今年、来年の苗の栽培、今もう植えたんですけども、昨年度に比べて、倍増しております。この倍増したことをもってですね、拡大をすることを決意したいと思います。それから花が咲きます。芍薬は。これから5月ぐらいにかけて、花が咲きます。芍薬の郷としてですね花も見れる、そんなまちづくりをしていけばいいなと思っております。薬草栽培が、きっかけとなってですね、美郷町がヘルスケア産業を振興していくということも掲げておりますので、それ

がそうですね有機的につながって行ってですね、美郷町の健康づくりの郷をですね、薬草・薬樹の栽培と合わせてですね、振興していければなというふうに思っております。以上です。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

技術者の問題で今、県の方も中々進んでないと、こういうことでありますけれども、それいうとキハダについてもですね、結局育成ができていなかったと、いうことになる訳であります、今9万本が約ありますよというお話でありますけれども。これについてもですね、あと、途中で投げたような、投げたいやあ言葉が悪いかもしれませんが、次から次へ植えていない、植林がしていないという現状、がある訳であります。この前、産建の方はその視察行って、会社へ行って美郷のキハダもストックしてあったよと言って、すごく喜んで帰って、私も行きたかったんですが、中々行けなかったんで、そういうことになればですね、やはり、ちゃんとした計画を持ってですね、今いうように、薬樹と薬草、これらですね、しっかりした基本的なあれをもって、今年は何ヘクタールをやるんだと、から我々も芍薬につきましてはですね、いっぺんに1町歩植えたってだめだから毎年、1反わてえでも、やってくださいよと。そのことが、5年後には順次、順次、金が入るんですよという言葉聞いた訳です。ところが、今、一般的にさっと植えられてる人は、そんなことはもう全然、頭の中になくてですね、それを5年間待つということになる訳ですから、そうじゃなくて、5年過ぎても順次やっていくと、3年目から確か花も、切り花として売ったらどうですかというような、それまでは、根をしっかり殖やすという形の中で、花をつけない方がいいよというような話も聞きました。ですから、そこら辺のですねノウハウをしっかりとですね、できる組織を是非とも作ってほしいと、こういうふうに思いますので、来年度と言わず、今日からでも、それに取組んでいただきたいというように思います。それから、もう1つお聞きしたいのは、耕作放棄地の関係です。これ新聞紙上を見ますと固定資産税が1.8倍に増えますよと、こういうことが1点あります。で、もう1点ですね、農地中間管理機構、農地バンクですか。これに貸し出せるのは、ある程度税金は下げますよと、こういう言い方になってるんです。ここら辺のとらえ方は、町長どうとらえておられます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

耕作放棄地の先ほどの固定資産税が1.5倍ですか。8倍いうことをございますけれども、まだ詳しいことは存じておりませんが、いずれですね、これからまたそういう時代が来るのかなと思いますけれども、やっぱり、中山間地で中々その先ほどの中間管理機構の話でございますけれども、名前はいいですけれども、中々その受け手がないと。貸

す方は十分ある訳ですけれども、受け手がないというのが現状でございます、中々それも進まないと思っておりますけれども、今、耕作放棄地につきましてはですね、他な薬草もでございますけれども、まだ耕作放棄地で他のものも作ることも考えられますので、やはり、その耕地をですね維持管理していくことが一番重要じゃないかと思えます。非常にこの2～3年もほっておきますと荒地になってですね、中々もとの状態にはならないのが現状でございますので、できるだけ草刈りもしながらですね、やっていくような方法ですね、高齢化と一緒にですから非常に難しいことでもありますけれども、できるだけ耕地を守る方法を考えていかなければならないと、このように思っております。以上。

●西嶋議長

5番・岩根議員。

●岩根議員

要するにですね、固定資産税が1.8倍になるとですね、地主は何をするかいったら、地目変更をする。雑草地にしてしまやあ、いい訳です。そうすることにする、そういうことになればですね、非常に鳥獣被害がもう家の近くに庭まで来て、来ると、こういう状況になるんじゃないかと。それともう1つは、治水の問題が出てきますんで、そこら辺も含めてですね、この対策はしっかりしなければいけないんじゃないかなと、私は思いますが、如何ですか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

はい。先ほどの中間管理機構の話からの続きになりますけれども、まず中間管理機構のことにつきましては、非常に美郷町にとっては非常に使いにくい制度ではないかなというふうに思っております。しかも美郷町は旧邑智町時代からですね、集積に対する助成金を出しております。6年の集積をした場合に、6年の利用権設定した場合に1ヘクタールを超える集積分については反2万円、これを出しとります。そういう制度の積重ねによりまして、今現在、集積率というのは大体40%か50%あります。こういうところは非常に、ということは既に集積をしていかなければならない土地っていうのは、多くされてきているという実態があります。それで、2万円の助成金も交付してきました。で、今度、中間管理機構が入りますと、今度、土地の所有者にお金が入ってくる訳ですよ。土地の所有者が5反以下だったら30万円とか、今、土地の所有者に入ってきます。これは今までの美郷町が進めてまいりました集積とは、非常に路線が違います。美郷町は、集積をした人、耕作者の方に助成をしてまいりました。そういうようなところで、今まで集積によって、既に土地を提供した人に対してはこの中間管理機構の協力金というのは、出てない、出ない訳ですね。そのような不公平感を、非常に助長する制度ではないかなと、当町にとってはそういうふうに思っております。集積のパーセントも非常に美郷町は、高率になってる。

高い率を持ってんじゃないかというふうに思っておりますので、中間管理機構の制度を使わなくても、非常に集積が進んできたなというふうに思っております。また中間管理機構は、集積、土地を提供していただいてもですね、ちゃんと担い手がいない限り成立しない訳ですね。そういう美郷町は、条件の悪いところを集積に出してもですね、またやる方がいらっしゃらないと、というようなこともありましてですね、中間管理機構の目的には中々沿えないと、いうところがありますけども、美郷町としては非常に古くから、この集積をしていって、担い手に集積してきた経過があるということも申し添えておきたいと思えます。そのようなことで、この集積をしていくということは、集落営農等の中にも集積率の問題がありまして、毎年、今年も、集落営農をひとつ、設立しました。来年、再来年も集落営農の設立の予定もありますので、そういうところから農地の荒廃を防いでいく手だてをとっていかねばならないなというふうに思っております。それから、法人化をしていくということも、これも必要じゃないかなと思っております。今、3法人が美郷町には集落営農でございます。それぞれに、経営に努力されているところでございまして、やはり集落営農を継続さしていくためには、そういう経営の理念に沿った運営がなされていかないと中々集落営農も継続していかないのではないかなというふうに思っております。個人の活力が、段々と農業者の担い手がなくなってくる中で、集積をする担い手の確保につきまして、これから薬草の組合等の設立等によりましてですね、継続的にこの薬草栽培が拡大して、将来に向かって途切れない方策をこれから考えてまいりたいと思えます。

●西嶋議長

5番、残り時間、あと2分程度となつとります。

●岩根議員

特に長いものですから、私の言うことが中々通じません。最後ですので、今、色々、言いましたけども、薬草・薬樹に対する民間との設立、組合設立等について、しっかりとですね、やっていただきたいし、支援補助についてもですね、来年度でつけていただきたいながらですね、それから、これが一過性に終わらずにですね、町のですね産業としてできるようにですね、腹をくくって町の方もやっていただきたいと、いうように思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上で、私の質問、終わります。

●西嶋議長

岩根議員の質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は、2時30分といたします。

(休 憩 午後 2時 13分)

(再 開 午後 2時 30分)

●西嶋議長

再開いたします。

通告7、8番・安田議員。

●安田議員

8番。

●西嶋議長

8番・安田議員。

●安田議員

それじゃあ、失礼します。最後のとりになりましたけども、8番の安田でございます。今回は横着しまして、質問の要旨を大変簡略化しております。申訳ないと思いますんで、本題に入る前にですね、質問事項につきましては、「自治会等から提出された要望書について」ということとしております。私が質問いたします要旨についてはですね、本来、議会の方へ提出される請願・陳情につきましては、皆さんご承知のように請願についてはですね、紹介議員を介してですね、請願書を提出する。また、陳情についてはですね、これは議長権限によってですね、様式、その他、必要な事項が認められ、必要と認められればですね、議長の判断によって請願書と同じ扱いで、されるというように言われております。請願・陳情についてはですね、議会はですね、町村長の執行機関に対して議会で審議した結果を踏まえてですね、執行部の方へ出せる訳ですけれども、処理とか経過について、及び結果についてはですね、執行部はですね、議会の方へ対してですね、報告する義務があります。先ほど、申しましたように陳情についても、受理については任意とする考え方と、形式を整えていれば必ず受理すべきという、両方の考え方がある訳ですけれども、陳情も住民の要望表明の、表明であるために会議規則ではですね、「陳情書はこれに類するもので議長が必要であると認められた時は請願者の例により処理するものとする」ということになっております。それが、議会側へ出された場合の、議長あてに出された場合の取扱いになりますけれども、自治会等からやはり町民の要望事項としてですね、あがってきた場合のですね、この要望書の取扱いについてはですね、私らでは分からない部分があります。そこらの要望書の町長宛に提出された要望書、これも件数とすれば、かなりあると思われます。これらの取り扱いについて、どのように取り扱われているか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員の、「自治会等から提出された要望書について」のご質問にお答えをいたします。平成24年度以降に提出された、自治会などの町内団体から提出をいただいた要望書等の件数は、平成24年度10件、平成25年度17件、平成26年度6件、平成27年が現在までのところで6件でございます。これらの多い要望書等につきましては、総務課で受付を行い、関連する担当課に回覧しております。担当課におきましては、それぞれ事案ご

とに必要性、緊急性、町内での均衡度合、実施にあたっての必要経費、財源などを検討し、実施すべき事案、あるいは実施可能な事案につきましては、必要に応じ予算措置を行い、取り組んでおります。また、国・県等、本町以外が管理する施設に対する要望につきましては、関係機関へ要望や協議を行っております。実施すべきとした事案の中で、未実施の事案につきましては、早急な実施を目指してまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

8番・安田議員。

●安田議員

8番。今、町長の方から24年度以降の要望件数の数が言われました。ちなみに先ほど、冒頭に私が申しましたように、議会の方へ出たものについては、昨年ですか、執行部から議会の方へ報告する義務があるということからですね、昨年は、昨年ですか、実施状況が報告されましたけども、これはまあ、町へ、町長さんに対しての、町に対する要望事項のことを私、質問しておる訳ですけども。出された自治会なり色んなところから出とると思えますけども、この取扱い、今先ほど各関係課へあれしてまあ、必要であるか、必要でないか、また緊急度はどうかというような審査の上で、実施しているというように言われましたけども、出した方とすればですね、何らかの、これはこうこうで今年度できませんとか、まだ優先順位とすれば低いので何年先になりますとか、完全にできないものは、できないというようなことで、要望先にですね、要望者に対しての返答といいますか回答等は、着実になされておるんでしょうか。まずその点、1点お願いします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

この要望書の関係につきましては、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

番外。要望書についての要望を先、要望された方への回答でございますけど、色んな事案がございまして、現在のところしておりません。必要だとは思っておりますが、していないのが実態でございます。

●西嶋議長

8番・安田議員。

●安田議員

議会の方はですね、ああやって中身も分かりますし、採択か不採択か、という中身もしっかり分かりますし、採択になっても執行部へ、こちらから、議会の方から送付しても、それが完全に採択になったものが、全部実施されてるかというのは、私もしっかり覚えて、定かでありませんが。いずれにしても、町の方へ出される要望書にしてもですね、今、

総務課長が答弁しましたけども、出しとる方はですね、あくまでも地元なりの要望を受けてですね、自治会なり各種団体等から、ああやって提出されているものであります。そういう中でですね、やはり執行として要望者へ対してですね、返答といいますか、回答といいますか、されるべきもんだというように思いますが、その点、如何なものでしょうか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

番外。各課におきまして協議を、検討いたしまして実施に向けて、あるいは実施のための地元要望者に対し、との話し合いといいますか、意見聴取あるいは実施になるに、実施すると決めた、からの、それからの過程については担当課の方でして、要望者との協議を行っております。ただ、明らかに実施がこれはできないなとか、いうものについてはきっぱりとお断りすべきところだと思いますけども、そこはやはり、少し躊躇しております、回答してないのが実態でございます。出された方としては、確かに、それが、行き先が、どうなったのか、検討経過がどうなったのかということは、心配であり、また、関心のあることだと思いますので、今後回答してまいりたいというふうに思います。

●西嶋議長

8番・安田議員。

●安田議員

8番。今、私はそういう質問をしたのはですね、やはり課長言われましたように出された方とすればですね、一体、出したけどどうなつとるんだと、町、やる気があるんか、どうかというようなものを今度は、議会の方、議員にもですね、そういう部分ではぶつけられる、ことが多々あります。そういうことで、今回、具体的な例とすれば、あと後ほど1件ほど私、あげさせていただきますけども、やはり地元とすればですね、出された地元とすれば、やはり例えば、吾郷地区なら吾郷地区の自治会長さん連名でですね、連合自治会長、吾郷地区の連合自治会長も含めてですね、出される訳で、自治会とすればですね、何とかしてもらいたいという非常に強い思いから、出されておりますんで、そこらをですね、やはり今、課長言われましたけども、そこらの配慮は必要なことだというように思いますんで、その点についてはね、各課の関係課の課長さん方もですね、ひとつ十分心にとめていただいて、対応していただきたいなと思います。それとですね、もう1つはですね、やはり連絡をとっている分ととってないがあると言われましたけども、もう2年たつけど何の沙汰もないんだというような、1年2カ月たつけれども何ら沙汰がないんだというようなのを、まともに私はお聞きしております。他の地区の分も聞いてますけども、私は吾郷地区の出身ですんで、吾郷の一例を取り上げて言いますけども、明塚地区でですね、明塚の中ほどですけども、簡易水道の排水地があります。これは元々、町の方で設置していただいて、指定管理で今管理しておられますけれども、また、その上流にはですね、やはり治山か砂防でですね、堰堤が作られておまして、その管理道的なのが、それから排水地か

らまた上流にちょっと上がったとこまで管理道あります。そこでですね、人家があるところまでは舗装がされておりますけれども、その配水池まで、また砂防堰堤まで、砂防まで舗装にしてあるような所は余りありませんけれども、常に配水池等は地元で、ああやって管理指定で任されておりますので、今の状態では草刈りもしょっちゅうせにやあいかんし、それからちょうど、雨期に入ると、どう言いますか、水路みたいになるんですね、道路が、それによって、砂利がもお、舗装のとこをずーとあれして、本通まで出ると、というような状況があります。また、今の配水池行くのにですね、指定管理、どう言いますか、指定じゃないしに、町の管理指定でない川が下に流れておりまして、その川が大雨の時なんかにはちょっと氾濫して路肩がですね、もう崩れております。実際に私も昨日、おとといですかですか、再度現場行って見ましたけども、大変危険な状態にあります。地元の人も、ある方がですね、車で危うく落ちかけたという実態もあるようです。そういう中でですね、そりゃああのお、緊急度とか、そういう優先順位等はあるかとは思いますが、先ほどいった地元へですね、これは指定河川でないけえ、だめですというのは1回あったようですが、その後はですね、なんら何とかしていただけませんかという、あれを言ってからもですね、2年余り、何ら沙汰もないんだと、最初の時だけそういうあれがあつてですね、その後なんら沙汰がないんだというようなことを地元の人は言うておられます。やはりあのお、あれからまあ要望して2年もたつわけですから、例えば今の路肩が浸食してなんかも、多分、最初の時ああ、進んでいると思います。要望書として町へ直接出されたんで、私は最初の時は見てません。多分、建設課で見ておられて、私が昨日、おととい見た状況と言えかなり進んどるというように思います。そういうことでですね、1つ、再度そういうところはですね、見ていただいて、やはり、生活道へも出てきますので、砂利等が、補装の必要性もあろうと思いますし、路肩についてもですね、危険度は高くなっておりますので、そういう部分もしっかり見ていただいて、対処方を是非、お願いしたいと思っておりますけれども、担当課長さん如何でございましょうか。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

番外。明塚の簡易給水施設になります。要望書は、平成25年の5月30日に出ておりました、ちょっと、その年には、すぐにはいけなかったんです。災害もあつたりしまして。で、ただ私、現場の方には、一応確認はしております、議員おっしゃいますように、路肩が中間点ぐらいで崩れている。であのお、皆さんの明塚地域の皆さんが使用してくださる水道ですので、非常に公共性の高い施設だというふうに認識をしております、昨年度にうちの水道担当の方で、早急に直すようにというふうに指示はしましたんですが、ちょっと私もあのお、後で思ったんですが、3階が担当しとる分、水道が担当しとる分、特別会計でやってまして、そこで修繕費等を出すとですね、すべて特別会計の簡易水道事業の方に入ってしまうので、非常にちょっとまずいなと、繰入がどんどん増えるばかり



ということでございまして、水道の方からちょっと特別会計の方でやるのはやれんので、一般会計でどがあかなんだろうかということで、また相談がありまして、で、その中で先ほど、お話がありましたように河川も、町の河川の指定もしてなくて、道路も、町道、農道とかということではないということで、中々、どうやって手出ししようかなという話ではあったんですけども、ただ先ほど、冒頭、言いましたように公共性の強いものですので、町道、農道とは関係なしに早急にやらにゃあいけんもんだろうということで、実はあのお路肩がずれてるんで、補装でしたら標準断面で延長かけてやりゃあ、何ぼか出るんだがって言うんですけども、路肩の場合、ちょっと測量せにゃあいけんのがあります。で、その測量にてこずったんですけども、今年、他の町単独の側溝整備とか、やる事業で測量委託を出してますので、それに追加をして、今現在測量をする予定にしております。測量できて補装の寸法、あたりながら、これあのお、あくまでも維持改修費の予算の中で、予算、可能であれば年度内に何とかできればいいんですけども、土止構造物やって、舗装もやってということになると、おそらく数10万の世界ではないんじゃないかなというふうに思います。なので、ちょっと年度内の復旧というのが、できかねる可能性もあります。ただそういった形で、現在進行形のところでございまして、遅くとも来年度に入っても、特にできるんじゃないかなというふうに思います。で、この話は実は明塚の自治会で、連名で、会員さん連名で、当初、要望が出てまして、既に昨年も今年もですね、地域懇談会の時に直接話しされまして、直接答えさしてもらったという記憶はあるんですけども、一応はそのお、口頭ですと、文書では回答しておりませんが、口頭でやるはやりますと、ただ測量設計もせにゃあいけんので、ということで、ちょっと先延ばしになった感がありますけれども、時期はちょっと遅れたということで、非常に地域の方も心配はされて、見捨てられたじゃないかというふうな誤解を受け取るかもしれないんですが、そういった形で、やる気は十分持っておりますので、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

8番・安田議員。

●安田議員

時間がもう過ぎてますんで、あれですけども最後ですんでちょっと猶予をいただければと。まだしゃあないかいな。もう10分あるんかいな。分かりました。明塚、地区名、出して大変申し訳なかったですけども、ま、ひとつ、そういう場合にですね、ひとつ、しっかり現場見ていただいて、やっぱり、先ほども課長言われましたように公共施設もあります、その上にも、そりゃあ町のじゃないかも分からんけども、治山のあれも、堰堤も大きい堰堤もあります。そういう分から言えば、そういうことで、優先度はあるんじゃないかなというように私自身も感じておりますんで、ひとつ今年度とは言いませんけども、ズレとる所ところはですね、かなり幅広くなっております。ですからそう簡単な予算ではいかんんじゃないかなというふうに思ってます。ま、それはそれとしまして今、やりますという、あれをいただきましたんで、また地元の人へも、その旨は伝えておきたいという様に思いま

す。ただ、冒頭に言いましたように、これだけでなしにですね、他の地区にもそういうような1年以上、なんら音沙汰がないというようなことも、私の耳にはいっとるだけでも3、4件あります。ですから、そういう部分はですね、ひとつやはり町民との信頼関係、行政との信頼関係という部分でですね、やはりコンタをとっていただいて、しっかり対応していただきたいなど、いうように思いますんで、ひとつその点ですね、十分肝に銘じて今後ですね、やっていただきたいな思いますんで、よろしくお願ひします。時間、若干残りましたけれども、以上で終わります。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

安田議員の質問が終わりました。

以上をもちまして、本定例会に通告されておりました一般質問は、これですべて終了いたしました。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

次の会議は、明日16日午後3時30分より開きます。本日は、これをもちまして散会といたします。ご苦労さまでした。

(散 会 午後 2時 53分)